

安全センター情報2014年12月号 通巻第422号  
2014年11月15日発行 毎月1回15日発行  
1979年12月28日第三種郵便物認可



国賠訴訟  
第一とする判断を  
告発 2014年10月9日  
2014 12

# 安全センター情報



特集● 胆管がん／泉南最高裁判決

写真：泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)  
+ 磯村大 (精神科医) 【著】

好評  
発売中

# パワハラに あったとき どうすればいいか わかる本

現在、職場のいじめ・パワハラが  
大きな社会問題になっています。

今、職場のいじめ、パワハラが増えています。  
2013年度の労働局に寄せられた労働相談の内訳では、  
「いじめ・いやがらせ」が2年連続トップでした。本書は、  
職場のいじめ、パワハラを受けたとき、当事者や  
相談を受けた職場仲間、経営者、家族たちが、  
どのように対応していけばいいのか、  
すぐに役立つように、マンガを使って、Q&Aでわかりやすく  
書いた本です。

**金子雅臣氏推薦!**

- もくじ
- PART1 パワハラってなに?
  - PART2 なぜパワハラが起きるのか?
  - PART3 パワハラが起きたら
  - PART4 パワハラが引き起こす心や体の不調
  - PART5 パワハラはこうして防ぐ

パワハラにあったとき  
どうすればいいか  
わかる本



いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC) 【監】  
磯村大 (著) 【監】  
たかお かおり 【マンガ】

パワハラはなぜ起きるのか、  
どう対応すればいいのか、  
あなたのためのお助け本です。

金子雅臣 一般社団法人 労働者サポートセンター (IMC) 代表理事

たかお かおり【マンガ】

A5判並製 / 2色刷 / 144ページ

■定価=本体1500円+税

合同出版

●著者連携団体のみなさまへの特別割引のご案内です。

申込書	<b>パワハラにあったとき どうすればいいかわかる本</b> いじめ・メンタルヘルス 労働者支援センター (IMC) + 磯村大 (精神科医) 【著】 定価 ■ 本体1500円 + 税 <b>10冊以上 8掛・送料無料</b>	ご送付先 〒 ..... お電話 ..... FAXまたは ..... e-mail お名前 ..... 申込先 <b>合同出版株式会社</b> 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-44 電話03(3294)3507 FAX03(3294)3509	冊
-----	--	---	---

**特集／職業性胆管がん事件**

# SANYO社と社長を略式起訴 被害者の会、和解合意

国際がん研究機関が原因物質の発がん性評価引き上げ

関西労働者安全センター 片岡明彦 2

**特集／泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決**

# 最高裁判決受け国が謝罪 同様被害の裁判含め和解

提訴から約8年半でようやく司法判断確定

全国安全センター 澤田慎一郎 20

泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決 ..... 29

速報：建設アスベスト訴訟福岡地裁判決 ..... 43

**ドキュメント**

## アスベスト禁止をめぐる世界の動き

ヘルシンキ・クライテリア2014年版：勧告(抄) ..... 48

## 住民石綿健診事業の変質許さず

来年度からの試行調査について申し入れ ..... 51

**各地の便り/世界から**

ISO●OSH-MS基準作成作業に労働組合が警告 ..... 56

福岡●せき髄損傷労災補償問題で研修会を開催 ..... 57

兵庫●タール様物質とアスベストの双方に曝露 ..... 58

神奈川●老健施設CRPS労災裁判で和解成立 ..... 59

富山●学生時代のアルバイトで中皮腫労災裁判へ ..... 60

韓国●サムスン「半導体労災」上告せずに確定 ..... 61

# SANYO-CYP社と社長を略式起訴 被害者の会、和解合意

## 国際がん研究機関が原因物質の発がん性評価引き上げ

片岡明彦

関西労働者安全センター／SANYO-CYP胆管がん被害者の会

校正印刷会社SANYO-CYP（サンヨーシーワイピー、以下S社）に発生した胆管がん多発事件に端を発した職業性胆管がん問題は、S社の17名を含め、全国で35名が労災認定されるに及んだ。

印刷業をはじめとする同種作業の健康障害防止対策を強化する行政通達が出され、主要な原因物質の1,2-ジクロロプロパンについては特定化学物質障害予防規則の対象物質とされた（2013年10月1日施行、ただし1年間の経過措置つき）。

1,2-ジクロロプロパンについては、国際がん研究機関（IARC）が、発がん分類をグループ3からグループ1に一気に引き上げ、ジクロロメタンについてもグループ2Bからグループ2Aに引き上げた（2014年6月）。国内の日本産業衛生学会は1,2-ジクロロプロパンを第1群に分類し（2014年5月）、第2群Bのジクロロプロパンの再評価を行っている。

化学物質規制全般についても、リスクアセスメントを義務づける労働安全衛生法改正が、2014年6月に公布された（2016年8月までに施行予定）。

本誌では2012年10月号に最初の記事を掲載、2012年12月16日に「胆管がん多発事件はどうして起こったか？原因と対策を考えるシンポジウム」（全国安全センター・関西労働者安全センター主催、2013年4月号で特集）を開催した。その後、2013年5月号、同年7月号、2014年1・2月号で続報した。

今号ではそれ以降の、S社と社長に対する労働安全衛生法違反に対する刑事処分、SANYO-CYP胆管がん被害者の会（以下、被害者の会）とS社との和解合意、厚生労働省「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」による労災認定状況、IARCによる発がん分類再評価などについて報告する。

たいへん悲惨な結果をもたらした職業性胆管がん事件は、一定の良い方向への変化を生んだ。

しかしながら、韓国のサムソン半導体工場等における白血病等健康障害多発事件をはじめ、起こり続ける国内外における化学物質による健康障害事件は、予防・補償の両面においてやるべき課題

表1 SANYO-CYP社における胆管がん被害状況(2014年10月末現在)

番号	被害者(英字は故人)	生年	就業期間	発症年(診断)	死亡(年齢)等
1	A	1962	1985~1998	1996	2004(41歳)
2△	B	1963?	80年代~1998	1997	1998(35?歳)在職死亡
3	C	1969	1988~1996	1999	2000(31歳)
4	D	1978	1996~2005	2003	2005(27歳)在職死亡
5	E	1969	1989~2006	2004	2006(37歳)在職死亡
6	F	1961	1988~1998	2006	2007(46歳)
7	①在職	1967	1994~	2007	
8	②	1969	1988~1999	2007	
9	G	1969	1994~2004	2009	2010(40歳)
10	H	1969	1989~2000	2009	2013/1/19(43歳)
11	③	1978	1997~2012	2010	
12	④在職	1971	1999~	2010	
13	I	1968	1992~	2012	2013/5(44歳)在職死亡
14△	⑤在職	1974	1993~	2012	
15△	⑥在職	1973	1999~	2012	
16	⑦	1981	2000~2006	2012	2012/11 手術
17	⑧	1978	1997~2003	2012	2013/1 手術

△=SANYO-CYP胆管がん被害者の会に参加していない。

が多くあることを私たちに突きつけている。

全国安全センターとしては、今後早い時期に職業性胆管がん事件の一連の経緯を総括するとともに、国際交流も視野に入れながら、さらに、行政に対するチェックと提言を続けていくことが肝要だと考える。なお、一連の経過を表6(14頁)にまとめているので、適宜参照していただきたい。

## 会社と社長に罰金各50万円

2014年10月16日、大阪区検察庁は、S社と同社山村直恵社長を労働安全衛生法違反で大阪簡易裁判所に略式起訴した。労働安全衛生法違反(産業医未選任、衛生管理者未選任、衛生委員会未設置)によるもの。社長らは、10月21日に罰金を各50万円を支払ったということだ。

報道によれば、検察は、業務上過失致死罪の適用について検討したが「S社が胆管がん発症を予見できたことを立証するのは困難」として立件しな

かった一方で、結果の重大性を考慮して、いわば形式犯であり、S社が行政指導に対してすぐに従ったところの、上記労働安全衛生法違反について略式起訴として処分した、ということである。

こうした結果しか出せない司法当局、労働行政当局、法制度に対して、17名労災認定うち9名死亡(表1)というきわめて深刻な被害を一方的に受けた被害者の立場からは、なんとも腹立たしく、納得ができないというほかない。ただ、通常形式犯として行政指導が繰り返されるだけの違反行為に、最大限ともいえる処罰がなされたことの意味は、決して小さいとはいえないだろう。安易ともいえる行政指導では、重大な結果を招きかねないのだという厳しい警告。会社はもちろんだが、労働基準監督行政がこの刑事処分をどのように受け止め、監督行政の改善を図るのかを注視したい。

なお、被害者の会は略式起訴を受けて、次のコメントを出した。

① 今回の労働安全衛生法違反(産業医未選任



素に過ぎない。より重要なのは、日常的な規制権限を行使する立場の労働行政が、SANYO-CYP社にどのような対応をしてきたのか、ということである。この点での検証がなされ、結果が明らかにされる必要があることを、この際申し添える。

## 和解合意書を締結

被害者の方々が関西労働者安全センター事務所ですべての全体会合をもったのは、2012年11月18日。厚生労働省が労災認定の結論を出す5か月前のことだった(表6)。

労災請求後の動向や労働基準監督署の対応、各被害者の状況などの報告、情報交換を主としてはじめた集まりは、2013年3月の労災認定を受けて、会社との話し合いを前提とした、2013年4月7日の被害者の会結成へと至った。

厚生労働省がS社16名の業務上認定を一括して行った(労災請求が遅かった1名(野内豊伸氏)の認定は5月にずれ込んだ)2013年3月27日の翌28日、S社は報道陣を前に謝罪会見を行った。

4月に入り、S社への家宅捜索のあとで、S社から筆者に電話があった。

「被害者の一部の方から、窓口は片岡だと聞いて連絡した」との話だったが、はじめ「被害者だけを相手に説明会をやりたい」ということであったがこれはお断りし、結局、筆者と被害者が全幅の信頼を寄せる熊谷信二産業医科大学准教授(現・教授)が同席して、2013年4月21日にS社との第1回目の話し合いが行われた。

以後の詳細な話し合いの内容はここでは省略するが、被害者の会からの質問、問題提起に社長ら会社側が回答するというかたちで回を重ねた。現場社員が使用している有機溶剤が問題ではないかという指摘をしていたではないかなどの社長への質問に対して、山村社長が「記憶にない」という場面が多かったため、被害者の会の不満、不信が募る展開となった。

そんななかでS社側からは、使用していた薬剤の伝票の一部、被害者の会参加者の検診記録など一部資料が開示・提供され、多くの被害者が発

症前からすでに肝機能異常を起こしていたことが判明したりするなど、重要な新たな事実も判明した。

2013年7月28日の第3回話し合いには、胆管がんを発症した管理職2名が出席し、彼らも社長に対して「使用薬剤が原因ではないか」との進言をしたことがあったが、社長が取り合わなかったとの趣旨を述べた。

事実関係をめぐっての説明と話し合いを進めるなかで、被害に対する責任の内容についてS社は、法律上の民事責任は認められないとしながら「労災補償とは別に補償を実施する」としたことを受けて、補償内容に関する交渉を進めた。

その結果、2014年9月25日付で合意書が締結され、10月22日に被害者の会、S社が同時に別々に記者会見を行い、合意に至ったことを公表した。

和解合意書の一部は秘密条項となったが、記者会見において記者からの質問があったため、補償額については、S社が被害者の会不参加3名について先行して和解したことを公表した水準(死亡1,000万円、療養中400万円ただし胆管がん死亡時に差額600万円)を上回る額を一律に支払う内容となったと回答した。

交渉途中、被害者の会に対してもこの先行和解水準の提案があったが、これを拒否して交渉を継続した。

当時、被害者の会と音信不通だったIさんの遺族から被害者の会に連絡があったのが、この補償提案と先行和解報道があった直後の頃だった。

S社はIさんの遺族にこの提案をしに、Iさんの郷里まで来たそうで、その話や話しぶりに大きな不信をもった遺族から筆者に電話が入った。すぐにお会いしてこれまでの経緯を説明、Iさんの遺族も被害者の会に参加することになったのが、2013年10月だった。このとき「絶対、許せない」と声を詰まらせ、涙を流したご遺族の姿を忘れることができない。Iさんの遺族は、10月22日の会見にも出席し、肉親が胆管がんで逝くのを見送るしかなかった無念を涙ながらに語られ、この事件がいかに重大なものだったかをあらためて教えてくれたのだった。

様々なことがあったが最終的に今回の和解合意を勝ち取れた最大の要因は、言うまでもなく被害者

の会の団結にあった。

和解合意書、覚書、和解にあたっての被害者の会とS社のコメントは以下のとおり。

### 和解合意書

株式会社サンヨー・シーワイピー（以下「甲」という）及び同社代表取締役山村直恵（以下「乙」という）と別表「当事者」欄記載の被害者及び遺族ら（以下「丙ら」という）とは、別表「被害者」欄記載の従業員ら14名が甲に勤務し、その作業中に使用した化学物質を曝露したことにより胆管がんを発症し、そのうち8名が死亡した件（以下「本件」という）について、下記のとおり合意したので、本和解合意書を締結する。

#### 記

- 1 甲及び乙は、丙らに対し、本件被害を発生させた責任を認め、心から謝罪するとともに、同様の被害が二度と発生することのないよう安全対策を講じることを確約する。
- 2～5 <守秘義務適用条項につき非公表>
- 6 甲は、今後、現在の従業員や退職した従業員に胆管がんの発生があったことを知ったときは、その事実を丙らで構成する被害者の会（事務局：関西労働者安全センター）に連絡するとともにこれを公表する。
- 7 甲は、前項の場合、当該従業員の労災申請手続きについて誠実に協力し、補償については本和解合意書の補償水準を下回らないよう最大限の努力を行う。
- 8 甲は、本件被害の原因究明について大きく貢献した熊谷信二産業医科大学教授の調査・研究に対し、今後もできる限りの協力を行う。
- 9 甲及び乙と丙らとは、本和解合意書に関する事項その他本件に関する事項について、相手方から協議の求めがあったときは、互いに誠意をもって話し合い解決をはかるものとする。その場合には、丙らの交渉窓口は被害者の会が行うものとする。
- 10 甲及び乙と丙らは、甲と丙らとの間及び乙と丙らとの間には、本件に関し、本和解合意書に定めるもののほか、他に何らの債権債務のないこと

を相互に確認する。

2014年9月25日

(甲・乙) 代理人 弁護士 浅井隆

(丙ら) 代理人 弁護士 位田浩

### 覚書

株式会社サンヨー・シーワイピー（以下「会社」という）及び同社代表取締役山村直恵（会社と併せて以下、「会社他」という）代理人 弁護士 浅井隆と別表「当事者」欄記載者代理人 弁護士 位田浩とは、2014年9月25日付和解合意書（以下、単に和解合意書という）締結にあたり、次のとおり補足と確認をすることを、合意する（以下、本書を「本覚書」という）。

#### 1. 責任等の趣旨

和解合意書1項の「責任」は、文字通りの意味であり、双方は、民事責任や道義的責任など、その意味を拡大的又は限定的に解釈しない。同2項及び別表の「損害賠償金」は、会社他にとっては補償金の趣旨となる。

#### 2. 6項の条件

同項は、和解合意書の当事者以外の（現在の、退職した）従業員個人の意思・プライバシーの問題なので、会社は、同項を履行する前提として、同項の「発生があったことを知ったとき」、（現在の、退職した）当該従業員若しくはその相続人（以下、「本人ら」という）に対し、同項を履行することが本人らの意思に反しないことを確認する。その際、「被害者の会」の連絡先、会社他と「被害者の会」との話し合いにより同項を含む和解が円満にまとまった関係であることを、よく説明する。その上で、本人らの意思に反するときは、同項は適用除外とする。

#### 3. 8項について

第8項の「調査・研究」に対する会社の協力は、和解合意書の当事者に関する限りのものとする。協力の具体的内容は、熊谷教授と会社代理人 弁護士 浅井隆との間で、今後協議するものとする。

#### 4. 守秘義務

双方は、和解合意書のうち第2項ないし第5項及び別表の内容については、会社と代表者が連帯し、過去の和解水準を尊重しながら、今後の事業

遂行に支障を及ぼさないことを十分に考慮した金額を支払う内容で全面的かつ円満なる和解が成立したこと、を除き、第三者に口外せず(ただし、第三者より過去の和解水準との関係を質問されたときは、今後の事業遂行に支障を及ぼさない範囲で一定の上積みをした旨の限りでの説明を可とする)、厳格に秘密として保持する。双方の代理人は、これらの内容が第三者に漏れたときは会社の運営や2年後の分割金の支払に生じる可能性があることを、和解当事者に十分に説明し、守秘義務の履行の徹底を図るものとする。

#### 5. 記者会見

記者会見は、和解合意書締結後、速やかに実施するものとし、詳細は、「被害者の会」事務局長片岡明彦と会社他代理人弁護士浅井隆との協議によって纏めるが、原則、その実施は、1回限り、双方別々にしかし同時に行うものとする。そして、プレスリリースの内容は、事前にそれぞれ文書化してお互い交換し、その内容が和解合意書の趣旨・精神印反する場合は相手方に是正を求めることが出来、プレスリリース前に相手方は誠実にこれに対応することとする。

#### 6. 事務局の所在地及び変更

「被害者の会」事務局の所在地は、以下のとおりとする。

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11  
ウタカビル201

関西労働者安全センター内

TEL.06-6943-1527 / FAX.06-6942-0278

事務局長:片岡明彦

変更があった場合は、会社他代理人弁護士浅井隆に連絡することとする。

2014年9月25日

株式会社サンヨー・シーワイピー

及び同社代表取締役 山村直恵代理人

弁護士 浅井隆

別表「当事者」欄記載者代理人

弁護士 位田浩

当会と株式会社SANYO-CYP社・  
同社山村直恵社長との和解合意にあたって

2014年10月22日

SANYO-CYP胆管がん被害者の会

- 1) まず、これまで、私たちを励まし、支援していただいたすべての皆様に心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。
- 2) 和解合意の内容は、守秘事項のほかは、別紙のとおりとなります。
- 3) 当会は、SANYO-CYP社と2013年4月21日以降、話し合いを行い、その中で、今回の胆管がん17名発症、うち9名死亡というきわめて重大かつ悲惨な本事件に関する説明や釈明を受け、これに対する疑問、質問を行いました。その中には、明らかになったこと、明らかにならなかったこと、様々な事柄がありました。
- 4) しかしながら、会社・社長より被害を発生させたことに対して謝罪がなされたことは評価に値すると思えました。
- 5) 当会は、現在闘病中の6名、死亡8名の遺族によって構成されています。いずれも若くして胆管がんを発症し、死亡した者であることから、会社との話し合いによる早期の解決を目指して、団結して、ことにあたってきました。重要事項である補償についても、話し合い、折衝を重ね、その結果、今般和解内容による解決を行うことを総意として決断しました。
- 6) 和解内容は守秘事項によりすべては明らかにできませんが、諸般の事情を考慮して、現実的解決として受け入れられると判断したものです。これまでの話し合いの経過を踏まえれば、当会としては、団結してことにあたることによって勝ち得た大きな成果であると考えています。
- 7) 和解内容には、胆管がん問題の今後に関わる点も盛り込まれています。新たな発症も懸念される場所でもありますし、当会としては今後も存続して、闘病中の患者へのサポートをはじめとした胆管がんをめぐる緒問題に対応していくことにしています。
- 8) また、SANYO-CYP社以外における、胆管がん労災認定件数がすでに相当数にのぼっていることは、この問題とそれを引き起こした背景が、SANYO-CYP社に特殊に存在したので

はなく一般的に存在していたことを示しています。したがって、同種事件の再発防止対策は、SANYO-CYP社のみならず、全国的に徹底をされなければなりません。行政による対策強化が今後着実に実行されるべきです。労働行政当局による指導、監督がなされていなかったことが、今回の事件の第2原因であったことは明白です。この際、労働行政当局における猛省と過去の検証を要求したいと考えます。

9) たいへん悲惨で不幸な事件に、私たちは遭遇してしまいました。今回、会社と和解合意に至りましたが、本事件を社会のすべての皆様が記憶に止め、職場の安全衛生対策向上に不断の努力を行われるように強く希望するものです。

### ご報告—胆管がん問題解決

報道各位

2014(平成26)年10月22日  
株式会社SANYO-CYP  
代表取締役 山村健司  
前代表取締役 山村恵唯

本日は、おいそがしい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

#### 1. 民事の問題に関して

弊社は、昨年労災認定及び支給決定を受けた方々に対し、現在まで1年半に亘って、ご質問への回答も含めて説明とともに解決のためのお話し合いを続けてまいりました。

とくに、昨年労災認定及び支給決定を受けた方々14名、そしてその会であるSANYO-CYP胆管がん被害者の会、その事務局長片岡明彦殿との間で、数次に亘る話し合いを重ねておりました。

その結果、労災認定及び支給決定を受けた方々のご理解をいただき、全員との間で全面的な解決合意に至りました。そこで、この場にてその旨ご報告させていただきます。解決合意の詳細については、双方守秘することを約束しておりますので、概要のご説明にて、ご容赦いただきたく存じます。

すなわち、昨年(2013(平成25)年)秋、労災認定及び支給決定を受けた方々のうち3名の方々について解決合意に至りましたが、残りの方々につきま

しては、昨年春の労災認定・支給決定後現在まで、ご説明と全面的な解決のためのお話し合いを続けてまいりました。

その結果、今度、労災認定及び支給決定を受けた方々全員と全面的な解決合意に至りました。

合意内容は、会社と代表者山村恵唯が連帯し、過去の和解水準を尊重しながら、今後の事業遂行に支障を及ぼさないことを十分に考慮した金額を支払う内容の、全面的かつ円満なる内容です。守秘義務を負う範囲以外のものを、本書面に資料として添付させていただきます。合意内容は、和解合意書とその詳細を定める覚書の2文書の構成になっています。

先に合意した3名の方々に関しても、すみやかにこの合意内容の金額に合わせて、解決合意を締結し直し、かつ、その差額金についても、現時点で履行が済んでおります。

よって、民事の問題に関しましては、昨年労災認定及び支給決定を受けた方々全員と全面的な解決に至っておりますことを、ご報告させていただきます。

#### 2. 刑事の問題について

先週の10月16日大阪区検よりの略式起訴は、平成23年4月1日以降の労働安全衛生法違反でしたが、会社及び山村恵唯は、これを真摯に受けとめ、罰金各々50万円を10月21日、納付により終了し、刑事の問題に関しても、解決に至りました。

なお、大切なことなので、2点の補足説明をさせていただきます。

1点目は、今度の労災認定及び支給決定のあった17名の方々の胆管がんの発症原因と推認されている、1,2-ジクロロプロパンを含む溶剤(「ブランケットクリーナー」)の使用は、8年以上前の2006(平成18)年7月に止め、別の溶剤に変更をしており、現在は使用していません。弊社としては、発症された17名の方々以外には、今後発症しないことを強く願い、また、現職労働者、退職労働者に対して、6か月に1回のペースで大阪市立大学病院にて健康診断を行ってきたところです。今後も、同様のことを実施していく所存です。

2点目は、今度の略式による罰金刑となった労働





表2 胆管がん業務上事案(SANYO-CYP社を除く) ※厚生労働省報道発表による

	労働局	性別	年齢※ (歳代)	請求時	曝露物質※	曝露期間・事業場	業務	判断した検討会
1	宮城	男	40	療養中	1,2-DCP(150ppm超)	約16年間	洗浄	7回2013/6/13
2	宮城	男	30	療養中	1,2-DCP(150ppm超)	約16年間・1と同一	洗浄	7回2013/6/13
3	愛知	男	40	療養中	DCM(400ppm超)	約12年間・三晃印刷 (名古屋市)	洗浄	7回2013/6/13
4	北海道	男	50	死亡	1,2-DCP(150ppm超)	約11年間	洗浄	8回2013/8/1
5	大阪	男	30	死亡	1,2-DCP(150ppm超)	約4年間	洗浄	9回2013/9/3
6	福岡	男	40	療養中	1,2-DCP(150ppm超)	約7～12年間	洗浄	10回2013/10/1
7	福岡	男	40	死亡	1,2-DCP(150ppm超)	同上・6と同一	洗浄	10回2013/10/1
8	埼玉	男	40	療養中	1,2-DCP(150ppm超)	約13年間	洗浄	11回2013/11/19
9	青森	男	40	死亡	1,2-DCP(150ppm超)	約11年間	洗浄	12回2013/12/17
10	北海道	男	50	療養中	1,2-DCP(150ppm超)	約10年間	洗浄	13回2014/1/31
11	愛知	男	30	死亡	1,2-DCP(150ppm超)	約3年間	洗浄	13回2014/1/31
12	大阪	男	60	療養中	DCM(400ppm超)	約8年間・三和実業 (東大阪市)	洗浄	14回2014/3/4
13	静岡	男	40	療養中	1,2-DCP(150ppm超)	約4年間	洗浄	15回2014/4/15
14	愛知	男	40	死亡	1,2-DCP(150ppm超)	約8年間	洗浄	16回2014/6/10
15	愛知	男	40	療養中	1,2-DCP(150ppm超)	約10年間・14と同一 企業の別事業場	洗浄	16回2014/6/10
16	京都	男	50	死亡	1,2-DCP(150ppm超)	約6年間	ICカード製造工程に おいてICカード表面 のほこりを除去する 機械のローラー洗浄	17回2014/7/24
17	東京	男	50	療養中	DCM(400ppm超)	約11年間	洗浄	18回2014/9/11
18	福岡	男	40	死亡	1,2-DCP(150ppm超)	約6年間・6と同一	洗浄	18回2014/12/2

年齢は療養中の場合は請求時、死亡の場合は死亡時。1,2-DCP=1,2-ジクロロプロパン、DCM=ジクロロメタン

本の職業性胆管がん事案を国際社会の教訓に」  
構健一、労働の科学vol69, No.7, 2014)。

IARCの発がん分類は

グループ1 : ヒトに対して発がん性がある

グループ2A : ヒトに対しておそらく発がん性がある

グループ2B : ヒトに対して発がん性を示す可能性はある

グループ3 : ヒトに対する発がん性については分類できない

グループ4 : ヒトに対しておそらく発がん性はない

となっている。

これまでは、1999年の第70回評価会合(1999

年)の結果、1,2-ジクロロプロパンはグループ3、ジクロロメタンはグループ2Bに分類されていた。

今回の評価会合の結果、1,2-ジクロロプロパンは、熊谷教授らの疫学研究結果が「ヒトでの十分な証拠:胆管がん」と判断され、グループ1と結論づけられた。IARCの判断は、科学的な因果関係とは、基本的に、疫学的因果関係であるという当然の原則に基づく。ジクロロメタンも、新たな証拠に基づいてグループ2Aと引き上げられた。

結果については詳細な評価書が刊行される予定だが、すでに結果速報論文としてランセット・オンコロジー電子版2014/7/11号に掲載されている(18頁参照)。

一方、国内の発がん性分類の指針を作成してい

表3 印刷業における胆管がんに関する労災補償状況

1 請求状況(平成26年11月30日現在)

	請求件数	内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
請求件数	90 (56)	1 (1)	11 (5)	25 (12)	16 (12)	25 (19)	12 (8)
大阪の事業場	17 (7)	1 (1)	8 (3)	8 (3)			
宮城の事業場	2		1	1			
福岡の事業場	3 (2)			3 (2)			
北海道の事業場	2 (1)				2 (1)		
その他	66 (46)		2 (2)	13 (7)	14 (11)	25 (19)	12 (7)

※1 ( )内は請求時の死亡者数(遺族による請求)で内数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢)  
 ※3 大阪、宮城、福岡、北海道の事業場以外では同一事業場で複数の労災請求はない。

2 検討会の状況(平成26年12月2日現在)

	決定件数	内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
業務上件数	35 (16)	1 (1)	11 (5)	18 (8)	4 (2)	1 (0)	
北海道局	2 (1)				2 (1)		
青森局	1 (1)			1 (1)			
宮城局	2 (0)		1 (0)	1 (0)			
埼玉局	1 (0)			1 (0)			
東京局	1 (0)				1 (0)		
静岡局	1 (0)			1 (0)			
愛知局	4 (2)		1 (1)	3 (1)			
京都局	1 (1)				1 (1)		
大阪局	19 (9)	1 (1)	9 (4)	8 (4)		1 (0)	
福岡局	3 (2)			3 (2)			
業務外件数	33 (30)			3 (3)	9 (9)	15 (13)	6 (5)
合 計	68 (46)	1 (1)	11 (5)	21 (11)	13 (11)	16 (13)	6 (5)

※1 ( )内は決定時の死亡者数(遺族による請求)で内数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢)  
 ※3 検討会で業務上外の結論を得た件数である。

る日本産業衛生学会は、今年の総会で1,2-ジクロロプロパンを第1群に分類した。そして現在、第2群Bであったジクロロメタンの再評価が行われており、来年の総会で評価の変更が行われるのではないかとみられる。

今後の課題

SANYO-CYP社から発覚した職業性胆管がん事件に遭遇し「なぜこれほどまでに被害が拡大

するまで手がつけられなかったのか?」という疑問を誰もがもった。

しかし、労働基準監督署の監督官や作業環境測定や健診を専門とするいわば労働安全衛生のプロたちは、起こるべくして起こったと考えたのではないだろうか。

爆発的に種類が増加する化学物質に対して、労働者の健康を守るべき法規制は「危険な物質を指定し、分類し、レベルに応じた規制措置を行う」という旧態依然としたシステムだった。規制する側も

表4 印刷業以外における胆管がんに関する労災補償状況

1 請求状況(平成26年11月30日現在)

	請求件数	内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
請求件数	25 (16)		2 (2)	2 (1)	5 (5)	9 (3)	7 (5)

※1 ( )内は請求時の死亡者数(遺族による請求)で内数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢)

2 検討会の状況(平成26年12月2日現在)

	決定件数	内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
業務上件数	0 (0)						
業務外件数	13 (12)		1 (1)	1 (1)	4 (4)	5 (5)	2 (1)
合 計	13 (12)		1 (1)	1 (1)	4 (4)	5 (5)	2 (1)

※1 ( )内は決定時の死亡者数(遺族による請求)で内数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢)

※3 検討会で業務上外の結論を得た件数である。

される側も「規制されていない『安全な』物質を使いましょう」「はい、わかりました」ということを漫然と、あるいは、安全コストを重視する目的意識をもって、実行してきた。それが、労働安全衛生のプロの基本行動だった。

胆管がん事件は、その実態と規制のあり方の不適合を証明したものであった。すぐ、こういうことに気づいたはずだ。そして、いままさに、この構造的問題点に、メスが本当に入ったのかが問われている。

たとえば、今回の事件発覚までの過程において、S社や現場労働者が労働基準監督署に相談に行っていれば、この事態が防げたかといえ、その可能性は低かったという推測が一定の説得力をもっている。なぜなら、監督官は「いま、会社で使用している物質のリストを出せ」と言い、リストを規制対象物質と見比べ、合致するものがないなら、自分のする仕事はない、と判断し、「あぶないものはないですね～」と言うからだ。そう言われて、普通の会社や労働者は何ができただろう。

だからといって、会社や規制する側の労働基準監督署が免罪されるかといえ、そうではない。

有機溶剤というものは、一般的に言って、規制対象物質になっていないとしても、人体には有害性をもつ。たとえば、S社の作業場内は刺激臭が立ちこめていて、労働者がときに吐き気をもよおすような現

場だった。そのような職場を労働者の「慣れ」に乗じて、放置するとすれば、それはやはり、経営者としては大きな問題がある。快適な職場づくりは、経営者の責任だ。

S社は1996年まで、有機溶剤中毒防止規則の第2種有機溶剤たるジクロロメタンの入った溶剤を大量に使用していた。したがって、その時点で法律遵守が励行できていれば、今回の事件は起こらなかったし、したがって、SANYO-CYP社の胆管がん多発は発生せず、ひいては、1,2-ジクロロプロパンの発がん性はいまだに明らかにならなかった可能性もあった。SANYO-CYP社の被害者にとっては、その方がどんなにかよかったか。

事件発覚当初、厚生労働省が実施した全国の印刷業に対するアンケート調査によって労働安全衛生法の違反率が驚くべき高さであることが明らかとなった。まさに、この実態が職業性胆管がん事件の温床であった。いま、その違反率は改善されたかどうか、まずこの点を厚生労働省は明らかにしなければならぬ。

大阪労働局は、S社を労働安全衛生法違反により大阪地検に対して書類送検するにあたって「厳重処分の意見を付した」という。これに対して、検察は略式起訴し、産業医未選任などでは、通常あり得ない罰金が科せられ、「厳重処分」となった。

## 特集/職業性胆管がん事件

表5 印刷業以外における胆管がんに関する労災請求状況(日本標準産業分類業種別請求状況)

大分類	中分類	小分類	細分類			
製造業	繊維工業	1	染色整理業	1	綿・スフ・麻織物機械染色業	1
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	紙製容器製造業	1	段ボール箱製造業	1
	化学工業	1	医薬品製造業	1	不明	1
	なめし革・同製品・毛皮製造業	1	革製履物製造業	1	革製履物製造業	1
	非鉄金属製造業	1	非鉄金属素形材製造業	1	非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)	1
	金属製品製造業	5	建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)	1	金属製サッシ・ドア製造業	1
			金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)	2	電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)	1
			その他の金属製品製造業	1	金庫製造業	1
	はん用機械器具製造業	1	その他のはん用機械器具製造業	1	玉軸受・ころ軸受製造業	1
	生産用機械器具製造業	1	基礎素材産業用機械製造業	1	化学機械・同装置製造業	1
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	3	電子デバイス製造業	1	電子管製造業	1
			電子部品製造業	2	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業	1
	輸送用機械器具製造業	2	鉄道車両・同部分品製造業	1	鉄道車両製造業	1
			船舶製造・修理業、船舶機関製造業	1	船舶製造・修理業	1
生活関連サービス業、娯楽業	2	洗濯・理容・美容・浴場業	1	洗濯業	1	
		その他の生活関連サービス業	1	他に分類されない生活関連サービス業	1	
サービス業(他に分類されないもの)	1	その他の事業サービス業	1	建設サービス業	1	
卸売・小売業	4	その他の小売業	2	書籍・文房具小売業	2	
		卸売業	2	機械器具卸売業	2	
建設業	1	職別工事業(設備工事業を除く)	1	床・内装工事業	1	
合計	25	※ 請求件数は平成26年11月末時点				

「厳重処分の意見を付した」というが、大阪労働局つまりは労働行政として、産業医、衛生委員会、衛生管理者の重要性を認識し直し、今後は、これまで形式犯として行政指導ですますことを生業(なりわい)としてきたやり方を、根本的に改めるというのでなければ、それはスタンドプレーに過ぎない。さて、そこはどうなったのだろうか。

今回の厳重処分は、職場の安全衛生管理システムの価値を見直す契機ともいえるのではないだろうか。

つまり、労働安全衛生法に規定された職場の安全衛生管理システムが実は、被害を防止するバックアップシステムでもあるという点が強調されるべきなのではないか。

S社の事件に即して言えば、現場労働者の訴え、意見を尊重し、反映し、より安全で快適な職場づくりができるような安全衛生体制が構築されていれば、有害性が未知であろうが既知であろうが、曝露レベルは異常な高さにならなかつたらう可能性があり、規制法が要求する水準を超えて原因の追究が進められた可能性も高かつたと思う。

多くの有害性未知の化学物質が使用される現実への対処はむろん必要で、その端緒は開かれつつあるだろう。しかし、個々の危険性チェックを待つまでもなく、職場の健康と安全は守られなければな

らない。一部の行政通達には盛り込まれたが、危険性情報がないものは危険だとみなすという原則を確立することが重要である。また、既存の法制度を有効に機能させるためにどうするのか、厳罰化なのか、監督マニュアルの改善なのか、監督官の増員なのか、労働者への情報開示の強化なのか…。

法律の遵守徹底。これはまず、真剣にやらなければならぬことだと思う。悲惨なほど高い印刷業における法違反率は、いま改善されたのかどうか？やはり、最後に厚生労働省にもう一度うかがいたい。



表6 職業性胆管がん問題、SANYO-CYP事件の経過(敬称略)

2010年			
2	1969年生のG、胆管がんで死亡。(在職：1994～2004、発症：2009) Gの発症より前に、すでに8名発症。Gよりあとに8名発症		する相談状況について」(東京、宮城各労働局管内で各胆管癌の発症、死亡事案の相談あり)
		/13	厚生労働省労働基準局「印刷事業場における胆管がんの発生について」(S社からさらに労働者3名の胆管がんの請求)
2011年		6/25	厚生労働省安全衛生部計画課「胆管がんに関する労災請求について」(宮城県内の事業場で2名(30歳代男性、40歳代男性)の労災請求)
3/16	京都ユニオンを経由して、関西労働者安全センターにGの件などで相談あり。	7/10	厚生労働省安全衛生部計画課「胆管がんに関する一斉点検結果の取りまとめ等について」(全国561事業場の一斉点検のとりまとめ結果、S社や宮城の労災請求事業場の調査業況など)
4	Gの労災請求受理(時効中断処理)(大阪中央労働基準監督署)	/12	(社)日本印刷産業連合会が労働衛生協議会設置、初会合
12	熊谷信二産業医大准教授、2012年5月産衛学会に「胆管がん5名」の発表抄録提出	/18	全印総連が小宮山厚生労働大臣に要請書
2012年		/19	S社4遺族、時効事案を一斉労災請求(大阪中央労基署)
3	/7 3名(F、G、②)の労災請求などのため面談申し入れをSANYO-CYP社に送付	/20	連合が厚生労働省に「胆管がんに対する労働安全衛生対策に関する要請」
	/14 SANYO-CYP社顧問弁護士から通知、面談拒否。S社、事業主証明事実上拒否(その後、在職者を含めすべて証明拒否)	/23	厚生労働省安全衛生部長「印刷業等の洗浄作業における有機塩素系洗浄剤のばく露低減化のための予防的取組について」(2012.7.23 基安発0723第1号)
	/30 3名の労災請求提出(大阪中央労基署)	/25	厚生労働省安全衛生部計画課「胆管がん発症に関する各種取組み状況について」(全国約16,000事業場の通信調査実施、大阪市大圓藤教授疫学調査グループによる疫学調査実施など)
5	/7 熊谷准教授、大阪労働局・大阪中央労基署担当者に調査状況詳細説明(大阪中央労基署)	/31	S社顧問弁護士が記者会見、被害者側も記者会見-熊谷、本田真吾(在職中に肝機能異常
	/18 NHKニュースウォッチ9のトップニュースで報道		
	/19 毎日新聞報道、夕刊から各紙報道		
	/21 厚生労働省安全衛生部長「印刷業における化学物質による健康障害防止対策について」(2012.5.21基安発0521第1号、同第2号)		
	/31 日本産業衛生学会で熊谷准教授「オフセット校正印刷労働者に多発している肝内・肝外胆管癌」報告		
6/12	厚生労働省安全衛生部計画課「胆管がんに関		

- で退職)が会社見解を「ウソ」と批判
- 8 /3 圓藤教授、久保教授らの市大グループが記者会見。疫学調査、日本胆道学会による症例調査を実施、8/7から市大病院で胆管がん外来開設
- /28 厚生労働省職業病認定対策室「胆管がんの労災認定に関する検討会の開催について」(「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」の設置)
- /29 オフセット印刷従事歴のある40歳代男性が名古屋西労基署に労災請求(表2の3番、名古屋労災職業病研究会が支援)
- /31 労働安全衛生総合研究所「大阪府の印刷工場における疾病災害調査報告書A-2012-2」公表(5/28、6/7、6/30、7/1(模擬実験)に現場調査実施)
- 9 /5 厚生労働省安全衛生部計画課「印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等に関する通信調査の結果(速報)等について」(全国全数通信調査の速報、労災請求事案を除く胆管がん相談事案22件、胆管がん相談窓口相談状況)労災請求件数が印刷業での胆管がん労災請求件数34件、それ以外2件と公表、うちS社は12件(9月4日現在)
- /6 厚生労働省印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会第1回
- /21 日本胆道学会(東京)緊急企画で熊谷報告「リスク2900倍」
- 9 熊谷「オフセット校正印刷会社における肝内・肝外胆管癌に関する調査中間報告書」公表、厚生労働省業務上外検討会に提出
- 10/12 厚生労働省安全衛生部化学物質対策課「印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等に関する通信調査の結果(最終版)」(全国全数通信調査の最終報告(回答47労働局7105事業場、集団説明会の開催状況、胆管がん労災請求45件(うち遺族請求29件)、S社は13件)新たな11人は男性10人と女性1人、女性を含む6人は死亡、年齢別では30代1人、40代2人、50代2人、60代6人-30代の男性はS社の従業員
- 11 /1 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第2回胆管がん:新たに7人が労災申請計52人に(毎日新聞2012/11/1)大阪市の校正印刷会社S社の従業員らに胆管がんの発症が相次いだ問題で、厚生労働省は1日、新たに印刷業関連で7人が労災申請し、計52人(うち死亡32人)になったことを明らかにした。
- 厚生労働省によると、新たに申請した7人はいずれも男性。年齢別では30代1人、40代2人、50代2人(うち死亡1人)、60代2人(いずれも死亡)。このうち30代と40代の計2人がS社の従業員だった。この日は専門家による検討会も開催され、原因物質や今後の課題などについて協議した。(共同)
- 11/18 SANYO-CYP胆管がん被害者の会会合第1回
- 12/11 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第3回印刷会社の従業員らに胆管がんの発症が相次いでいる問題で、厚生労働省は11日、印刷業に従事して胆管がんを発症したとして、新たに4人の労災請求があったことを明らかにした。これにより、労災請求は計56人(うち35人が死亡)となった。
- 新たに請求された4人のうち1人は、胆管がんが多発した大阪市の校正印刷会社S社の30代の男性従業員。他の3人は、60代2人、70代1人で、いずれも遺族からの請求だった。(産経)
- /16 「胆管がん多発事件はどうして起こったか」シンポジウム(エル大阪)  
主催:全国安全センター・関西労働者安全センター ※衆議院選挙投票日
- 2013年
- 1 /1 (産経新聞)印刷会社の元従業員らが相次いで胆管がんを発症した問題で、厚生労働省は、大阪市の印刷会社に勤務した3人について、発症と業務の因果関係があったとして労災認定する方針を固めた。
- /27 被害者の会会合第2回
- /31 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第4回
- 2/20 胆管がん16人認定厚生労働省方針(朝日)
- 3 14 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第5回厚生労働省業務上外検討会報告書ジクロロメタン・1,2-ジクロロプロパンの2物質が原因推定、SANYO-CYP社は1,2ジクロロプロパンの高濃度・長期間ばく露原因、時効適用は除外(発症時から)
- /27 SANYO-CYP社16名分の労災決定、支給決定通知書発送(大阪中央署)
- /28 SANYO-CYP社が記者会見(顧問弁護士のみ)
- 4 /2 SANYO-CYP社に対して自宅捜索
- /4 SANYO-CYP社・山村健司取締役から関西

- 労働者安全センターに入電
- /7 被害者の会合第3回
- /21 被害者の会とSANYO-CYP社との話し合い第1回
- /22 被害者の会結成で記者会見
- 5/10 がんサポート誌取材(野内、本田が対応)
- /12 被害者の会合第4回
- /14 日本産業衛生学会総会、許容濃度委員会の提案を了承
- ・1,2-DCPの許容濃度(8時間平均)を1ppmとする。
  - ・1,2-DCPについて発がん性を「第2群A」(ヒトに対しておそらく発がん性がある。証拠が比較的十分な物質で、疫学研究からの証拠が限定的であるが、動物実験からの証拠が十分である)に分類する。
  - ・「化学物質を含む洗浄剤を使うオフセット印刷工程」の発がん性を「第1群」(ヒトに対して発がん性がある)に分類する。
- /21 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第6回  
野内豊伸を業務上判断(SANYO-CYP社17人目)
- 6/13 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第7回  
宮城の2件、愛知の1件業務上判断。1件は業務外。<ただし、印刷業請求事案。※以後の本表の記載についても、すべて印刷業の請求事案について> 愛知の1件は、ジクロロメタン単独ばく露(12年)で初。
- /16 被害者の会とSANYO-CYP社との話し合い第2回
- 7/28 被害者の会とSANYO-CYP社との話し合い第3回(胆管がん発症した管理職2名が出席)
- 8 /1 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第8回  
北海道の1件を業務上判断(1,2-DCP1985年から11年間ばく露)、2件を業務外、4件を継続検討
- 9 /1 被害者の会合第5回
- /3 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第9回  
大阪の1件を業務上判断、3件を業務外
- /26 大阪労働局がS社と社長を労働安全衛生法違反(産業医未選任、衛生管理者未選任、衛生委員会未設置)で大阪地検に書類送検
- 10 /1 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第10回  
福岡の2件を業務上判断、3件を業務外
- /6 Iの遺族と面談-以後、被害者の会に参加
- /20 被害者の会とSANYO-CYP社との話し合い第4回
- /29 「胆管がん問題を踏まえた化学物質管理のあり方に関する専門家検討会」報告書
- 11/19 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第11回  
埼玉の1件を業務上判断、3件を業務外
- 12 /1 被害者の会とSANYO-CYP社との話し合い第5回
- /17 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第12回  
青森の1件を業務上判断、3件を業務外
- 2014年
- 1/23 被害者の会とSANYO-CYP社との話し合い第6回
- /31 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第13回  
北海道の1件、愛知の1件を業務上判断、3件を業務外
- 2/27 被害者の会とSANYO-CYP社との話し合い第7回
- 3 /4 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第14回  
大阪の1件を業務上判断(ひょうご労働安全衛生センターが支援)、4件を業務外
- 4/15 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第15回  
静岡の1件を業務上判断、2件を業務外
- 5 日本産業衛生学会、1,2-DCPについて発がん性を「第1群」に分類
- 6/10 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第16回  
愛知の2件を業務上判断(同一企業であるが、別事業場)、2件業務外
- 6 国際がん研究機関(IARC)の化学物質評価会合(第110回、熊谷教授ら日本人5名参加)で、1,2-ジクロロプロパンについて、グループ3からグループ1に引き上げと結論。速報が、ランセット・オンコロジー電子版2014/7/11号に掲載。ジクロロメタンは、グループ2Bからグループ2Aに引き上げ。
- /25 改正労働安全衛生法(化学物質のリスクアセスメント義務づけ等)が交付-2016年6月までに施行予定
- 7/24 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第17回  
京都の1件を業務上判断、2件業務外
- 9/11 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第18回  
東京の1件を業務上判断、3件を業務外
- 10/16 大阪区検がS社と山村社長を労働安全衛生法違反で大阪簡裁に略式起訴(10/21、両者は各50万円の罰金支払い)
- /22 被害者の会、SANYO-CYP社が和解合意について記者会見(9/25付合意成立)
- 12 /2 厚生労働省胆管がん業務上外検討会第19回  
福岡の1件を業務上判断、4件を業務外

IARC第110回発がん評価会合の対象物質と分類結果

化学物質の名称 ( )はCAS番号	主な用途	従来の分類	新たな分類 (Vol.110)	備考
ペルフルオロオクタン酸 (335-67-1)	フライパン表面処理の原料、撥水布、食品包装紙の製造	-	2B	・ヒトでの限定的な証拠: 精巣がん、腎がん ・実験動物での限定的な証拠
テトラフルオロエチレン (116-14-3)	フライパン表面処理の原料、撥水布の製造	2B(1999)	2A	・実験動物での十分な証拠: 顕著で異常な発がん ・ヒトでの発がんデータはなく、メカニズム情報も弱い、2Aへの格上げが妥当
ジクロロメタン (75-0-2)	他の物質の製造、スプレー噴射剤、塗料剥離剤、印刷インク洗浄剤、食品成分抽出剤	2B(1999)	2A	・ヒトでの限定的な証拠: 胆管がん、非ホジキンリンパ腫 ・実験動物での十分な証拠・代謝経路や代謝物に関する証拠
1,2-ジクロロプロパン (78-87-5)	他の物質の製造中間体、塗料剥離剤、印刷インク洗浄剤	3(1999)	1	・ヒトでの十分な証拠: 胆管がん
1,3-プロパンスルホン (1120-71-4)	リチウムバッテリーほか種々の製品、物質の製造	2B(1999)	2A	・ヒトでの不十分な証拠 ・実験動物での十分な証拠 ・強い遺伝毒性の証拠に基づきメカニズム上2Aへの格上げが妥当

IARC Monograph Meeting Volume 110の速報論文をもとにK. Kamaeが作成(「労働の科学」2014年7月号から引用)

# ペルフルオロオクタン酸、 テトラフルオロエチレン、 ジクロロメタン、 1,2-ジクロロプロパン及び 1,3-プロパンスルソンの発がん性

2014年6月に9か国から20人の専門家が国際がん研究機関 (IARC、フランス・リヨン) に集まって、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、テトラフルオロエチレン (TFE)、ジクロロメタン (DCM)、1,2-ジクロロプロパン (1,2-DCP) 及び1,3-プロパンスルホン (1,3-PS) の発がん性を評価した。これらの評価は、IARC モノグラフ第110巻として出版される予定である<sup>1)</sup>。

1,2-DCPは、合成塩素系溶剤で、エポキソ樹脂製造の副生成物である。主としてプロピレン、四塩化炭素、テトラクロロエチレンなどの他の有機化学物質の製造における化学中間品として、及び塗膜剥離に使用され、日本の印刷産業で1990年代半ばから2012年までインク除去剤として使用された。1,2-DCPは、1,2-DCPへの曝露が胆管がんを引き起こすヒトにおける十分な証拠があることに基づいて、ヒトに対して発がん性 (グループ1) と分

類された。もともと重要な発がん性に関するヒトにおける証拠は、胆管がんの非常に高いリスクが報告された、日本・大阪の小さなオフセット印刷工場の労働者の調査によるものである<sup>2,3)</sup>。その後、他のいくつかの印刷工場からもさらなる事例が確認された。日本の印刷工場におけるがん発生の評価における大きな課題は、観察された胆管がんの過剰が特定の因子によるものかどうかを確認することで



あった。労働者は20以上の様々な化学物質に曝露したものの、胆管がんの24人の患者のうち1人を除く全員について1,2-DCPへの曝露が共通し、患者のうちの6人が（同工場で1,2-DCPとともに使用された）DCMには曝露していなかった。ワーキンググループは、胆管がんの過剰が偶然やバイアスまたは非職業性の交絡によるものではなさそうであるとする指標として、胆管がんの希少性、非常に高い相対リスク、患者の年齢の若さ、非職業性リスクファクターがないこと、及び曝露の強度を考慮した。発がん性の十分な証拠は、曝露したラットに肺及び肝細胞の悪性腫瘍が観察された実験動物からも報告されたことを考慮した<sup>4,5</sup>。この証拠に基づいて、ワーキンググループの多くが、1,2-DCPは曝露労働者における胆管がんの大きな過剰の原因因子であると結論付けた。しかし、少数の者は、1,2-DCPと胆管がんの関連性は信憑性があるが、他の因子、主にDCMの役割が全幅の信頼を妨げているとした。ワーキンググループのメンバーはまた、証拠のほとんどがひとつの工場の報告によるものであることを指摘した。

DCMは、エアゾール噴射剤としてポリカーボネート・プラスチック、合成繊維や写真用フィルムの製造に、また塗料剥離、金属洗浄、印刷インク洗浄のためや食品成分抽出剤として使用されている。DCMは、ヒトに胆管がん及び非ホジキンリンパ腫を引き起こす限定的な証拠、及び実験動物における発がん性の十分な証拠（肺及び肝細胞の悪性腫瘍）に基づいて、グループ2Aと分類された<sup>2,3,6-9</sup>。その全体的評価を行うなかでワーキンググループはまた、グルタチオン-S-トランスフェラーゼT1（GSTT1）経路でDCM代謝が反応性代謝物の形成につながることを、試験管内でGSTT1の活動がDCMの遺伝毒性と強く関連していること、GSTT1を介したDCMの代謝がヒトで起こることも考慮に入れた。

[以下、他の物質に関する部分省略]

- 1 International Agency for Research on Cancer. Volume 110: Perfluorooctanoic acid, tetrafluoroethylene, dichloromethane, 1,2-dichloropropane, 1,3-propane sulfone. IARC

Working Group; Lyon, June 3-10, 2014. IARC Monogr Eval Carcinog Risk Chem Hum (in press).

- 2 Kumagai S, Kurumatani N, Arimoto A, Ichihara G. Cholangiocarcinoma among offset colour proof-printing workers exposed to 1,2-dichloropropane and/or dichloromethane. *Occup Environ Med* 2013; 70: 508-10.
- 3 Kubo S, Nakanuma Y, Takemura S, et al. Case series of 17 patients with cholangiocarcinoma among young adult workers of a printing company in Japan. *J Hepatobiliary Pancreat Sci* 2014; 21: 479-88.
- 4 National Toxicology Program. NTP toxicology and carcinogenesis studies of 1,2-dichloropropane (propylene dichloride) (CAS no. 78-87-5) in F344/N rats and B6C3F1 mice (gavage studies). *Natl Toxicol Program Tech Rep Ser* 1986; 263: 1-182.
- 5 Matsumoto M, Umeda Y, Take M, Nishizawa T, Fukushima S. Subchronic toxicity and carcinogenicity studies of 1,2-dichloropropane inhalation to mice. *Inhal Toxicol* 2013; 25: 435-43.
- 6 Lanes SF, Rothman KJ, Dreyer NA, Soden KJ. Mortality update of cellulose fiber production workers. *Scand J Work Environ Health* 1993; 19: 426-28.
- 7 Gibbs GW, Amsel J, Soden K. A cohort mortality study of cellulose triacetate-fiber workers exposed to methylene chloride. *J Occup Environ Med* 1996; 38: 693-97.
- 8 Wang R, Zhang Y, Lan Q, et al. Occupational exposure to solvents and risk of non-Hodgkin lymphoma in Connecticut women. *Am J Epidemiol* 2009; 169: 176-85.
- 9 National Toxicology Program. NTP toxicology and carcinogenesis studies of dichloromethane (methylene chloride) (CAS no. 75-09-2) in F344/N rats and B6C3F1 mice (inhalation studies). *Natl Toxicol Program Tech Rep Ser* 1986; 306: 1-208.

The Lancet Oncology, Vol. 15 No. 9 pp 924-925  
[http://www.thelancet.com/journals/lanonc/article/PIIS1470-2045\(14\)70316-X/fulltext#article\\_upsell](http://www.thelancet.com/journals/lanonc/article/PIIS1470-2045(14)70316-X/fulltext#article_upsell)

# 最高裁判決受け国が謝罪 同様被害の裁判含め和解 提訴から約8年半でようやく司法判断確定

澤田慎一郎

全国安全センター事務局次長

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の最高裁判決が2014年10月9日に出た。原告側が裁判所前で掲げた旗は、「勝訴」と「最高裁国の責任を断罪」であった(22頁写真)。

2006年5月24日の提訴から約8年半が経過し、司法の判断が確定した。提訴時に生存していた被害者が係争中に14名死亡した。原告の死亡がこれほどまでに膨らまずに紛争の終結がみられたのではないかと思わずにはいられない。本稿で紹介する以前の経過については、本誌第388号及び第413号の筆者の報告をご確認いただきたい。

## 最高裁の判断

判決が出されるにあたっては、原告・被告双方に審理すべき2つの論点(審理事項)が最高裁から指定されていた。①1971年に特定化学物質等障害予防規則(以下「特化則」)の制定によって局所排気装置の設置が義務付けられたが、その時期が適切であったか否か。②特化則の制定以降、1995年まで防じんマスクの着用を労働者に義務付

けなかったことやそれに関連する労働者教育の実施を義務付けなかったこと、1974年に産業衛生協会が勧告した工場内の粉じん作業に対して定めた規制基準値と同等の規制を1988年まで施さなかったこと、これらが適切だったか否か。

上記以外の論点である、国の責任の割合、2陣訴訟の原告にいた石綿紡織工場へ出入りしていた原料・製品等の運搬業労働者に対する国の責任の有無については事実上、審理の対象としないものとしていた(すなわち国の責任が認められれば、2陣高裁判決の判断を踏襲)。

一方で、1陣訴訟の論点であった非労働者の損害における原告2名(被害者単位。以下同じ)の請求、2陣訴訟に該当者がいた提訴時段階で死亡からすでに20年を経過して請求権が消滅しているとされる「除斥」の対象となっていた原告2名の請求については、上告を受理しないことが弁論再開の通知が来た段階で確認されていた。

さて、そのような中、最高裁は、上記の論点①の国の違法性を認めたものの、②については「著しく合理性を欠くとまでいうことはできない」との判断で

### 泉南アスベスト国賠訴訟の判決経過と内容

判 決		国の責任の有無と位置付け及び被害に対する責任割合	局所排気装置設置の義務付けをめぐる違法の有無と開始時期	1971年以降の違法認定の有無 違法の場合の根拠と違法の終結時期	非労働者に対する国の責任	出入り業者に対する国の責任	除斥期間対象原告に対する国の責任
原告数(被害者単位) 第1陣訴訟 26名 第2陣訴訟 33名		対象原告 全原告	対象原告 第1陣訴訟 22名 第2陣訴訟 33名	対象原告 同 2名 同 1名	対象原告 同 2名 同 1名	対象原告 同 0名 同 1名	対象原告 同 0名 同 2名
2010年 5月19日	第1陣大阪地裁 (原告勝訴)	○ 共同不法行為 (100%)	○ (1960～1971年) ※ただし原告1名については1958年に就業を終えていて請求棄却	○ 作業場内における石綿粉じんの測定記録の報告を義務付けなかった責任(1971年～)	×	-	-
2011年 8月25日	第1陣大阪高裁 (原告逆転敗訴)	×	×	×	×	-	-
2012年 3月28日	第2陣大阪地裁 (原告勝訴)	○ 事業者に次ぐ2次的責任(3分の1)	○ (1960～1971年)	×	-	○	×
2013年 12月25日	第2陣大阪高裁 (原告勝訴)	○ 事業者とは独立した責任(2分の1)	○ (1958～1971年)	○ 防じんマスクを義務付けなかった責任(1972～1995年) 抑制濃度値を改正しなかった責任(1974～1988年)	-	○	×
2014年 10月9日	第1陣最高裁 (事実上の原告勝訴)	大阪高裁へ差し戻し→第2陣判決を受けて、事実上の勝訴。差し戻し審では損害額といった枝葉部分の審理。第2陣で判断された国の責任や違法時期が覆ることはない。		×	×	-	-
	第2陣最高裁 (原告勝訴)	○ 非審理事項(第2陣大阪高裁判決を踏襲)(2分の1)	○ (1958～1971年)	×	-	○ 非審理事項(第2陣大阪高裁判決を踏襲)	×

原告の請求を棄却した。別表は、今回の最高裁判決も踏まえて作成した、これまでの判決内容を一覧としてまとめたものである。経過を簡単に振り返っておきたい。

### 判決経過と内容

2010年5月に1陣訴訟において大阪地裁判決が出された。国と企業の共同不法行為責任によって国の責任が認定されるかたち(ただし、原告は企業を訴えていない)で、日本で初めてアスベスト健康被害における国の責任が認められた。一方で、非職業性の被害者に対する国の責任は退けられた。

2011年8月には1陣訴訟の大阪高裁判決が出されるが、一転して原告側の全面敗訴となった。この判決では、アスベストに関する規制は高度の専門性を有するものとして国の規制権限における裁量権が広く認められた。特筆すべきは、判決文に「弊害が懸念されるからといって、工業製品の製造、加工等を直ちに禁止したり、あるいは、厳格な許可制の下でなければ操業を認めないというのでは、工業発展及び産業社会の発展を著しく阻害するだけでなく、労働者の職場自体を奪うことにもなりかねない」という痛烈な主義・主張が示されていたことであった。

2012年3月、2陣訴訟の大阪地裁判決が出された。第1陣訴訟の大阪高裁判決で原告が敗訴し



てから約半年後の判決であったが、大阪地裁は再び国の責任を認定した。国の責任は、事業者に次いで二次的なものとして責任の範囲を3分の1とした。ただ、国の違法時期を非常に限定的にとらえるかたちとなり、一部の原告の請求が退けられた。

2013年12月25日、2陣訴訟の大阪高裁判決が出された。前年の大阪地裁判決以上に国の責任を強く認定した。事業者の責任を認定しつつも、国が負うべき義務を事業者のそれとは完全に独立したものとして位置づけ、国の責任を2分の1とした。国の違法性の開始時期も、それまでの判決よりも前倒しをして、争点となっていた特化則制定以降の国の責任も認定した。

そして、10月9日の最高裁の判決では、先に述べた論点①の特化則制定までの違法を認めた。1・2陣訴訟地裁判決はともに1960年のじん肺法制定を違法の開始時期としたが、2陣高裁が示した1958年に労働省が発出した「労働環境における職業病予防に関する技術指針」を基準としてそれが違法の開始時期であるという判断を踏襲した。②の抑制濃度の規制に関しては「抑制濃度の規制値が、粉じんのばく露限界を示す許容濃度等の値よりも緩やかなものであるとしても、そのことから直ちに当該抑制濃度の規制値が著しく合理性を欠くもの

ということはない」とした。防じんマスクの労働者の着用義務付けについても、1972年制定の労働安全衛生規則とそれに伴って再制定された特化則は、事業者工場での備え付けを義務付けると同時に違反した場合の罰則を課しており、あくまで粉じん対策の補助的手段にすぎないものであるとの認識のもとに国の違法性を否定した。また、労働安全衛生法などで安全衛生教育の実施が義務付けられており、防じんマスクの使用を義務付けるための石綿関連疾患に対応する特別安全教育を義務付けなかった点についても違法はないとした。

したがって、上告受理をされた原告については、1陣訴訟では原告2名、2陣訴訟では原告1名の請求が退けられた。また事実上、1・2陣訴訟ともに統一的な判断が示されて国の責任が確定したものの、最高裁で損害額の計算をしないという慣例上、高裁で敗訴している1陣については、形式的に大阪高裁へ差し戻された。

振り返ると、1陣大阪高裁判決がどれほどこの訴訟の展開と解決に大きな影響を及ぼしたことかあらためて痛感する。これは最高裁判決後に弁護団関係者を通じて聞いた話ではあるが、1陣高裁判決を書いた三浦裁判長は、最高裁判決を受けて、原告側に近い関係者に「よかったですね」など

と話していたようだ。あのような判決を書きながら、白々しいもほどがある。一方、2陣高裁判決を書いた山下裁判長は、30年以上にわたる裁判官生活の中で印象に残る事件としてこの問題を紹介している(2014年9月15日、神戸新聞)。もともとは1陣地裁の小西裁判長の判決から始まったものだが、彼はこの事件に関わる前から四日市公害裁判のような判決を書きたいという思いを持っていたと聞く。

最高裁判決は決して手放しで喜べるものではないが、原告の訴えに触発されるかたちで心ある裁判官たちによってそれが汲み取られた結果が、総論としての「勝訴」に結びついたととらえることもできる。一例を挙げれば、1陣地裁の審理で原告であった佐藤健一さんが亡くなってひと月ばかり後にあった遺族原告の佐藤美代子さんの尋問は、覗き窓から見た筆者からも独特の空気が法廷内を包んでいたことを思い出す。傍聴席からはむせび泣きが聞こえていたが、傍聴した関係者からは、裁判官はおろか被告の代理人からも目に涙を浮かべる姿が見られたと聞いた。

時々、やや形式的に「原告の訴えが勝利を導いた」というようなフレーズを運動の建前上、筆者も含めて不用意に口にすることがあるが、振り返ると、嘘偽りなくそこに大きな力があったと思わずにはいられない。

## 判決前の各党の動き

判決を受けて、多くの政治家がこの問題の解決を求めて動いてくれたが、その前段としての動きをわずかに筆者が知る範囲ではあるが振り返っておきたい。

2014年1月下旬、筆者は、泉南市議会議員の竹田光良議員と初めて会うこととなった。前年12月25日に出された2陣高裁判決も上告され、舞台は完全に最高裁に移り、いずれにしても最高裁判決まではしばらく時間があり、地元の議員との関係を密にしておくことが大切だと考えた。面会のために泉南市議会まで行くと、同党派で議会議長の中尾広城議員も同席してくださり、これまでの裁判の経過に対する思いや支援の取り組みなどについてざっくば

らんに話をしてくれた。とりわけ両議員にとっては、同党の国会議員が厚生労働副大臣に就いている中で、2陣高裁判決が上告されてしまったことを非常に残念がっていた。その後も竹田議員とは定期的に連絡を取らせていただく中で、どんな動きがつかれるかを検討してくれた。

6月上旬には最高裁で弁論が開かれるという情報が筆者の耳にも入り、竹田議員にも情報提供したところ、市長に状況報告をしてほしいとの要請もあったので、7月上旬に竹中泉南市長と意見交換も兼ねた面談の機会を得ることができた。さらに同日の午後には、阪南市の福山市長との面談を、阪南市議会議員の三原伸一議員と連携を図っていただく中でセットしてくれた。面談で率直に感じたことは、両市長ともに訴訟の動向を強い関心を持って注視しており、自らの生活史との関わりにおいても石綿の問題が他人事でもないという意識を持っている、というものだった。両市長は、7月下旬には原告団とも面談し、引き続き市としても支援をしていくという態度を明確に示してくれた。

さらに最高裁の弁論が近くなる状況で、竹田議員とは国会議員団への要請をさらに強める必要があるとの共通の認識を持ち、窓口として参議院議員の石川ひろたか議員本人との面談ができるよう調整を図ってもらった。8月下旬、原告の満田ヨリ子さん、村松昭夫弁護士ほか弁護団のメンバーに加えて、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の関東支部で精力的に活動されており、最高裁まで訴訟を続けた被害者遺族の小菅千恵子さんにも応援に来ていただいて、石川議員と面談することができた。石川議員は2010年の当選以来、泉南訴訟の動向には関心を持ってきていたが、この席での意見交換と原告の訴えに応じてスピーディーな動きをつくってくれた。

9月11日には公明党アスベスト対策本部としてのヒアリングが実施され、江田康幸本部長を筆頭に6名の議員が対応してくれた。同時に、対策本部では原告と入れ替わりで厚生労働省へのヒアリングを実施したが、その席で原告側が求める解決イメージや原告の病状等を踏まえた早期解決に対する強い要望があることも率直に伝えていただい



た。原告と厚生労働省が入り替わるためのわずかの時間、部屋の外まで石川議員が出てきて、退席した原告の佐藤美代子さんの訴えに真剣な眼差しで向き合っていた姿が印象的であった。

与党関係の動きでは、自民党の佐田玄一郎議員が石綿健康被害救済法の成立過程以降の尽力と泉南訴訟で原告が敗訴した1陣高裁判決当日の院内集会で、「判決はおかしい!」と真っ先に自身の態度を表明し、最大限の支援をし続けてくれたことは周知の事実だが、自民党19選挙区支部長の谷川とむ氏の尽力にもふれておかねばならない。6月下旬、初めて筆者と面談の機会を作ってくれた。父親の谷川秀善元参議院議員が国会質問でアスベスト問題を取り上げていた関係もあり、訴訟の状況をすぐに理解してくれた。驚いたことに、その場ですぐに北川イッセイ議員の事務所へ連絡を取り、数日後には議員本人と筆者が面談できる段取りをつけてくれた。北川議員も、大阪選挙区選出の議員として以前からこの問題には関心を持って支援をしてくれていたが、最高裁をめぐる動きが出てきた中ですぐに情勢報告ができたことは良かったし、党内でこの問題に対する機運が高まるようその後も尽力してくれた。

9月4日の最高裁弁論が終わった数日後、判決日

の報告も兼ねて原告の赤松タエさんと満田ヨリ子さんと谷川氏の事務所を訪問したことがあった。当初、本人は予定が立て込んでおり秘書の方が対応してくださる予定であったが、予定を変更してお会いしてくださった。原告との面談を踏まえ、その後も陰に陽に知恵をいただく中で支援してくださった。

同じ頃、泉南市・阪南市ほか近隣自治体の選挙区から選出された維新の会(現・維新の党)の丸山穂高議員とも上記二人の原告と面談し、泉南地域の選出議員として野党各党と連携して動きを作りたいと要請した。議員本人はスケジュールの関係で短時間の対応であったが、同席してくれた秘書の方が、人身事故の影響で到着が1時間ほど遅れた筆者が事務所に行くまでの間に、原告から丹念に話を聞いてくれていた。筆者が到着したときには、「この問題はもちろん承知していましたが、原告の方から直接話を聞いてあらためて早く解決をしないといけないと感じました」と神妙な面持ちで話してくれた。

それに応えてくれるかたちで10月2日には、与党時代から支援をしてくれていた民主党の近藤昭一議員など、野党10党から呼びかけ人を出してもらうかたちでのヒアリングを開催してくれた。丸山議員も秘書の方も、「この問題が解決するのが一番」と

いう思いを先行してくださり、筆者が言うのは大変恐縮ではあるが、野党としての立場を冷静に見極めてその後も支援にあたってくれた。

ここで名前を出すわけにはいかないが、上記のような支援に加えて、与野党問わず何人かの議員秘書の方が、貴重な意見をくれたことだけはここに記しておきたい。

## 最高裁判決当日

判決言い渡しは午後3時であった。筆者は1時過ぎには最高裁に着いたが、すでに多くの報道陣が押し寄せていた。傍聴を求めて150名くらいの人が並んだ。原告の家族は裁判所の規則上の理由で傍聴が確保されていなかったため、岡田陽子さんの息子の英祐さん、敗訴が確定していた南和子さん、父が原告の谷光弘子さんも並んでいた。筆者は判決を受けて裁判所前での「旗出し」を撮影するためにもともと傍聴の意思はなかったが、3人の保険として抽選に加わった。奇跡的に3人とも抽選で傍聴券が当たり、「当たっても、(その3人には)譲らない」と豪語していた泉南地域の石綿被害と市民の会の柚岡一禎代表は見事に外れた。それを気にかけて支援者から傍聴券の提供が申し出されたが、律儀に断っていた。

15時10分前後だったと思うが、冒頭に紹介した文字が書かれた旗が法廷に入っていた原告側の弁護士から掲げられた。勝訴判決は当然だが、判決ばかりは良くも悪くも出てみないとわからないというのが、この裁判の支援をしてきての率直な思いでもあったので、何はともあれ「勝訴」の旗が掲げられたのはよかった。あまり感慨にふけっている時間もなく、記者会見と院内集会(26頁写真)の会場設営のために一足先に議員会館内の会議室に移動した。1972年以降に就労した原告の請求が棄却されたのを聞いたのは、その場に遅れてきた関係者からであった。

会見で敗訴原告となった佐藤美代子さんは、「今日、仏壇の前で、パパ行ってくるね。どっちになっても怒らんといてね。パパが反対した裁判やけども、一生懸命頑張ったことだけはわかってねって

言って来ました」、「私なりに一生懸命やってきたから、悔しいけど悔いはありません。みんなが勝ち取ったことは、私はうれしく思います」と語った。

原告の会見が行われていたのと同時刻、自民党アスベスト問題プロジェクトチームの座長である佐田議員、公明党アスベスト対策本部の本部長である江田議員を筆頭に、与党関係議員らで塩崎厚生労働大臣と面会し、早期の解決を求める要請書を渡した。佐田議員から、院内集会でもその報告がなされた。一方、野党は院内集会終了後、議員会館において、土屋安全衛生部長が対応するかたちで野党9党、総勢14名の議員の連名で早期解決の申し入れを塩崎厚生労働大臣宛てにした。

野党が申し入れをしている頃、原告団らは厚生労働省に移動して、早期解決の申し入れと交渉に臨んでいた。しかし、この問題を扱う担当者が出てこずに、まったく関係のない部署の職員が出てきて対応にあたるという誠意のないものであった。1陣高裁が差し戻されたことを理由に、「係争中なので担当者は会えない」という理由だった。さらに、塩崎厚生労働大臣も、報道カメラを通じて「国の責任が認められた原告については」という前置き付きで謝罪する旨のコメントを発したために、2陣の勝訴原告にだけ謝罪するような意味にも取れる反応に疑念を持たざるを得なかった。

交渉では原告はもちろんだが、普段物静かな弁護士関係者も声を張り上げてこのような対応を批判していた。筆者が我慢できずに部屋を出て厚生労働省の石綿対策室に電話し、「なんで判決が出たのに担当者すら出てこないんですか?」などと言いき、ああでもない、こうでもない不毛なやり取りをしている電話の向こうから、別の人間の笑い声が聞こえてきた。ただでさえ苛立っているところに聞こえてきた笑い声。「誰や、笑ってるのは!」と怒鳴ると、電話の相手が小声で「ちょっと、笑わないで」と言うのが聞こえた。「誰も笑ってないです」、「別の部署の人間です」などと抗弁してきたが、そのあと30分以上にわたって筆者の怒りの電話は続いた。

実は、野党申し入れの際には、議員らに対しては配布されたものの、正式には公表していない判決当日の大臣談話がある。そこには「原告の方に対



して国の責任が認められたことについて、重く受け止めております」と書かれている一方で、「判決で国の責任が認められた原告の方に対しては、誠に申し訳ないという気持ちであります」というものであった。野党申し入れ時も、何人かの議員からこの点が指摘され、安全衛生部長は真意を問われていたが、明言は避けていた。結局、原告らと厚生労働省は押し問答を続けたが、夜の9時になっても平行線だったので打ち切られた。翌日も午前11時から交渉が再開されたが、事態の進展は見られなかった。

### 厚生労働省の頑なな態度

翌週15日から原告は再び上京してきた。この日、原告は厚生労働省と交渉しなかった。というのも、厚生労働省から弁護団に原告抜きでの面談をしたいという要望が伝えられ、弁護団の一部が厚生労働省の担当者と共に臨んだ。筆者は何か進展が見られると思いつつ、動向を見守っていたが、厚生労働省側から何かを持ちかけられるわけでもなかった。何の進展もなく、ただただ原告側の苛立ちを増すだけの結果となった。

ただ国会では同日以降、塩崎厚生労働大臣をはじめ関係大臣に対して、この問題についての姿勢

を問う質問が相次いだ。名前を挙げるだけでも(敬称略)、15日には古屋範子(衆・厚生労働委員会)、中根康弘(同)、浦野靖人(同)、丸山穂高(衆・法務委員会)、16日には津田弥太郎(参・厚生労働委員会)、東徹(同)、小池晃(同)、福島みずほ(同)、川田龍平(参・経済産業委員会)、山下よしき(参・内閣委員会)、17日には近藤昭一(衆・環境委員会)の各委員がこの問題に触れた。

判決から質問までの時間が非常に限られていたので、中には事前通告なしで急遽、取り上げてくれる議員もいた。例えば、古屋範子議員は質問で取り上げてほしいという要請をした段階では、質問が確定していたので、対応するのが難しいという返事を事務所の方からはいただいていた。ところが当日になって、古屋議員が質問していたという話を聞いたので驚いた。事務所の方に聞いたところ、古屋議員本人の判断で冒頭に事前通告なしの質問として対応してくれたようだ。

また委員会質問ではないが、佐田議員は議員会館の自室に個別に安全衛生部長を呼んで早期の解決をするように説得にあたってくれたと聞く。このような柔軟かつスピーディーな対応も政府を動かす原動力になったと想像する。

16日の夜には再び原告団と厚生労働省の交渉

の場を設けたが、出てくる担当者が労働安全衛生部の総務課長に変わっただけで、実質的に何の進展もみられなかった。交渉では参加した原告団から、最高裁判決が出ているのに事務的な手続きの問題だけで解決を先延ばしして、その間に原告が亡くなるようなことがあったら、どのように責任を取るのか?と、対応にあたった厚生労働省の総務課長に問う場面もあった。

その日の厚生労働委員会では、「他の訴訟」も含めて解決の検討をしているという大臣答弁が出てきたことから、ここに来て建設訴訟で一定の結論が出てくるまで泉南も解決できないと考えているのではないかという、新たな疑念が原告側に生まれていた。その日の交渉を最後に、後日開かれた厚生労働大臣の突然の会見まで、交渉の席は設けられなかった。この時点で筆者は先行きがまったく見えないと感じており、判決後も意見交換をさせてもらった丸山議員が、「大臣答弁の印象から、役所は解決の方向で検討していると思う」と言っていた所見がにわかに信じ難かった。

## 突然の方針発表

さらに週が明けた月曜日、泉南市と阪南市の市長ならびに議長が谷川とむ氏がコーディネートするかたちで橋本厚生労働政務官と北村環境副大臣に早期解決の要請をした。その影響もあってか、翌日の21日の午後6時過ぎになって、塩崎厚生労働大臣が急遽、会見を開くという情報が入ってきた。しかも7時からだという。とにかく正確な情報がほしいと思い、ネット中継ができる報道関係者の方へすぐに取材へ行ってもらうようお願いした。会見が始まる少し前、別の記者の方から解決についての方針を話すよ、という情報ももらった。ネット中継された会見を聞くと、たしかに前の週には想像もできないような前向きな方針を大臣が話している。

会見では談話も発表しており、談話の骨子は次の3点であった。①1陣・2陣の原告と会って謝罪する、②大阪高裁に差し戻された1陣訴訟について和解の申し入れをする、③泉南訴訟の原告と同様の状況にあった被害者が起こしている裁判（神戸

地裁・埼玉地裁）も和解を検討していく、といったものであった。

27日の午後5時30分には、厚生労働大臣が1陣・2陣の原告団の代表と大臣室で面会することが決まった。筆者は写真撮影のために他の報道機関と同じように、冒頭の大連の謝罪と原告代表の挨拶の場面だけ入室を許可された。30分前に大臣室の前の廊下に行くと、すでに撮影場所の確保のために20人以上が並んでおり、時間が迫るにつれてさらに報道関係者が増えた。また、「ペン部隊」と言われる記者は、撮影部隊のあとの入室で別に待機していたので、報道関係者だけで50人以上が待機していた。撮影部隊の最後尾のところまで入室させてもらったが、人のあいだを掻き分けてなんとか撮影場所を確保できるような状況だった。

厚生労働大臣室には塩崎大臣、山本副大臣、高階政務官、仲介役の佐田議員と江田議員、ほかに石川議員などの与党の議員がすでにおり、原告の入室を待っていた。参加していた原告・家族12名が入室して着席すると、大臣からあらためて謝罪がされ、談話で表明した和解の方針を進めていくことがあらためて表明された。それを受け、原告の岡田陽子さんから「二度とこうした被害が起こらないように、アスベスト被害の救済や対策にしっかり取り組んでいただきたい」、山田哲也さんから「私たちの悔しさ、無念の思いを分かっていたいただきたい」といった言葉が参加者を代表して述べられた(26頁写真)。

ここで報道陣は退室し、その後約30分に及ぶ意見交換が原告団と大臣とのあいだでなされた。意見交換の場で原告団からは要請書が大臣に手渡された。要請の骨子は、①現地にきて病床に伏せている原告への直接の謝罪、②1陣の和解に向けた早急な協議の開始、③未提訴被害者救済のための行政の支援、④旧石綿工場に残存するアスベストの除去対策などの方針を決めるための協議の実施、を求めるものであった。面談後、会見に臨んだ原告団は一律に厚生労働大臣の対応を評価し、今後の厚生労働省の対応に期待を示していた。

今後、1陣訴訟の和解が順調に進み、早期の終結が図られることが目先の課題であるが、もう少し長期的な意味では、とりわけ泉南地域において訴

訟に加わっていない被害者の救済をいかに図っていくのかが問題となってくる。厚生労働省としては、なによりも1陣訴訟の和解を完了させてそれを基準に未救済被害者の問題にも取り組んでいくという考えのようであるが、どれほど積極的な対応をしているのかは不透明である。

また、先ほど紹介した大臣談話の③については、事業場の所在地を問わず、未提訴の被害者にも適用するとの方針が示されており、今後、どの程度の国賠訴訟が起こされて救済がどのように進んでいくのかも注目していく必要がある。

ただ厚生労働省は、今回の泉南の判決及び和解で示した方針と、建設アスベスト訴訟に関する問題はまったく別のものだと、この点はとりわけ強調している。泉南最高裁判決も、建設アスベスト訴訟の動向を睨んだ最高裁の政治的判断の側面があったらうことは否めない。今回の最高裁判決は今後のアスベスト訴訟における大きな分岐点となるだろうが、これがどのような解決の姿となっていくのかは、まだまだ予断を許さない状況と言える。

厚生労働省各都道府県局各監督署は2005年12月に発出された通達に基づいて、2000年12月から保管している石綿関連疾患に係る労災関係書類を、それ以前に定められていた5年間の保存から30年保存へと変更した(2012年には40年に変更)。このような資料を活用すれば、国の賠償の対象となり得る被害者の全体像を掴むことができる。国には保有する情報を活用して、積極的な周知活動に取り組むことが求められているだろう。

判決後から複数回にわたって、弁護士は相談会を実施しているが、泉南にはまだ多くの被害者がいることが、それらを通じて確認されている。双方が持つ情報を可能な範囲で共有するようなかたちで、また、関係自治体や保健所などの関係機関とも連携して、石綿救済法の理念と同じく「すき間のない救済」に向けて前進してほしい。

### おわりに

最高裁判決前の9月21日にも原告が一人亡くなった。亀岡三郎さん。彼は泉南地域の中では大

手の石綿企業であった三好石綿(現・三菱マテリアル建材)で働いていた。ここ数年はなかなか顔を合わせる機会がなかったが、筆者は学生時代から面識があった。口数が多く、なかなかクセのある方で、時には弁護士や支援者を困らせることもあったが、筆者には顔を合わせるたびに優しく声をかけてくれて、そんなときはいつもニコニコしていた。5年以上前になるが、まだ原告の岡田春美さんが存命していたとき、家にお邪魔した帰りに近くのスーパーで偶然お会いしたときがあった。

まだ三菱マテリアル建材との補償交渉が続いていた段階で、ああでもないこうでもない、スーパーの駐車場でご馳走してくれた焼き鳥と缶ビールをいただきながら、他愛もない話をしたことがあったことを思い出す。彼は、アスベストの被害を真正面から訴える闘士というよりは、不真面目さ・いいかげんさを持つ被害者といった方だった。ただ、そんな不真面目な一面が何とも人間らしいというか、生身の人間と接しているような満足感を与えてくれていた。彼は天国で、「死んでから金もらっても意味ないわ」と笑いながら文句を言っているかもしれない。亀岡さん、素敵な時間をありがとうございました。

泉南とは縁のない、とあるアスベストの被害者の遺族が、塩崎厚生労働大臣の謝罪をテレビで観て涙が出たという話を知人から聞いた。1陣訴訟の大阪地裁判決のときも、筆者にわざわざ連絡を下さった、泉南地域で被害を受けたのではない被害者の遺族もいた。泉南の問題と言えども、国の責任が認められる、国が謝罪するということは、多くの被害者や遺族にとってわずかではあっても、何らかの救いになったのかもしれない。

この裁判の運動を振り返ると、最高裁で敗訴した原告も運動の中心となって精力的に活動してきた方々である。だからこそ、正直、残念な気持ちはある。だから言うわけではないが、判決の結果よりも、それに至る過程で泉南地域の被害とはどのようなものか、アスベスト被害はどのようなものか、一人でも多くの人に訴えてきたことの方が価値あるものであったのではないかとも思う。まだまだ問題は残っているが、先行き不透明な中で必死の訴えをしてきた原告団にあらためて敬意を表したい。



# 泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決

2014年10月9日

## 第二陣最高裁判決

平成26年(受)第771号損害賠償請求事件

平成26年10月9日第一小法廷判決

## 主 文

- 1 原判決中、被上告人X<sub>1</sub>に関する上告人敗訴部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき、被上告人X<sub>1</sub>の控訴を棄却する。
- 3 上告人のその余の上告を棄却する。
- 4 第1項及び第2項に関する控訴費用及び上告費用は被上告人X<sub>1</sub>の負担とし、前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

## 理 由

### 第1 事案の概要

- 1 被上告人らは、大阪府泉南地域に存在した石綿（アスベスト）製品の製造、加工等を行う工場又は作業場（以下「石綿工場」と総称する。）において、石綿製品の製造作業等又は運搬作業に従事したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと主張する者（原判決別紙13「損害額等一覧表」の元従業員氏名欄記載の33名のうち、番号11及び12の2名を除く31名。以下「本件元従業員ら」という。）又はその承継人である。本件は、被上告人らが、上告人に対し、上告人が石綿関連疾患の発生又はその増悪を防止するために労働基準法（昭和47年法律第57号による改正前のもの。以下「旧労基法」という。）及び労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に基づく規制権限を行使しなかったことが違法であるなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。
- 2 原審の適法に確定した事実関係等及び関係

法令の概要は、次のとおりである。

### (1) 石綿の概要等

石綿は、ほぐすと綿のようになる一群の繊維状鉱物の総称であり、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト等に分類される。石綿は、紡織性、抗張力、耐熱性などにその特長を有しており、古くから繊維品、建築材料等に広く使用されてきた。

我が国では、高度経済成長に伴って石綿の消費量が大きく伸び始め、昭和40年代半ばから昭和60年代にかけて大量消費が続いたが、平成2年頃から急激に消費量が減少し、平成18年9月には、石綿含有製品の製造、使用等がほぼ全面的に禁止されるに至り、石綿の消費はほとんどなくなった。泉南地域は、長きにわたり我が国における石綿繊維品の主産地であり、同地域には、戦前戦後を通じて多数の石綿工場が存在したが、そのほとんどは、小規模かつ零細な事業所であった。泉南地域における石綿製品の製造等の工程では、相当量の石綿の粉じんが発生し、本件元従業員らは、石綿工場において石綿製品の製造作業等又は運搬作業に従事し、その過程において石綿の粉じんにはばく露したことにより石綿関連疾患に罹患した。

### (2) 石綿関連疾患の概要

石綿関連疾患には、石綿肺、肺がん、中皮腫等がある。これらのうち石綿肺は、石綿の粉じんを大量に吸入することにより発生するじん肺であり、肺線維症の一種である。自覚症状としては、労作時の息切れ、せき及びたんの症状があり、進行すると安静時でも息切れがするようになり、呼吸不全のため常時酸素吸入が必要となる場合がある。また、続発性気管支炎等の合併症から重篤な気管支炎に進行し、死亡に至る例もある。石綿肺は、石綿の粉じんのばく露がなくなった後でも病変は進行し、その治療法は、ほぼ症状の緩和

しかない。中皮腫は、漿膜の表面にある中皮細胞に由来する悪性の腫瘍であり、ほとんどが石綿を原因とするものである。中皮腫に対する確立した治療法はなく、非常に予後の悪い疾患であるとされている。

(3) 石綿関連疾患に関する医学的知見の進展等

ア 我が国においては、昭和12年から昭和15年にかけて、保険院社会保険局健康保険相談所大阪支所長らにより、初めて本格的な石綿肺の調査（以下「保険院調査」という。）が行われ、その調査結果において、飛じん量と勤続年数が石綿肺り患の2大要因であることなどが指摘された。

イ 戦後、金属鉱山を中心としてけい肺の撲滅を目指す運動が広がり、労働省は、昭和23年から全国けい肺巡回検診を実施した。その結果、検査対象とされた約4万6000人の労働者のうち、約6600人がじん肺患者とされ、そのうち約6000人がけい肺、残りの約600人が石綿肺を含むその他のじん肺とされた。その後、昭和30年9月から昭和32年3月にかけて、「けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法」に基づく全粉じん作業労働者に対するけい肺健康診断が実施され、昭和34年頃には、対象労働者数33万9450人のうち有所見者が3万8738人（11.4%）であることが明らかとなった。また、昭和27年頃以降、研究者らによる石綿の粉じん被害の実態調査が行われ、勤務年数が増加するに従い、有所見者が増加する傾向が認められた。

ウ 上記の結果等を踏まえ、労働省は、昭和31年から、石綿の紡織作業等の衛生上有害な業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を実施することとし、その結果、石綿関係の事業所においても異常所見者が認められ、特に大阪では高率であった。これを受けて、労働省は、労働衛生試験研究として、昭和31年度から昭和34年度まで、石綿肺等のじん肺に関する研究を専門家に委託した。昭和31年度及び昭和32年度には、石綿肺の診断基準に関する研究が行われ、大阪等の石綿工場において石綿肺の実態調査が実施された。その結果では、全労働者のうち石綿肺であることが確実である者の割合は10.8%

ないし19.2%であり、勤続3年以上の労働者において石綿肺であることが確実である者の割合は29.6%ないし45%であって、全粉じん作業労働者に対するけい肺健康診断における有所見者率が11.4%であったことと比べて、かなりの高率であった。

エ 上記の昭和31年度及び昭和32年度の研究報告では、石綿肺の実態等につき、①石綿の粉じん濃度はどの工場でも高く、長期間の作業により石綿肺の発症が必至の状況であったこと、②粉じん濃度が高い職場ほど発症率が高く、勤続年数が長くなると発症率が上昇すること、③石綿肺り患者は機能的体力が劣り、肺活量の低下が顕著であって、重症の石綿肺り患者には心肺機能に障害が生ずることなどが指摘されるとともに、石綿肺の概略を明らかにすることができ、診断基準の設定にまで到達したと報告され、昭和32年度の研究報告がされた昭和33年3月31日頃には、石綿肺に関する医学的知見が確立した。そして、上告人は、昭和33年頃、上記の委託研究の結果等から石綿の粉じんによる被害が深刻なものであることを認識していた。

オ 昭和34年9月、上記の労働衛生試験研究の成果等を踏まえ、けい肺審議会の医学部会により、石綿肺を含む粉じんに対する被害の予防と健康管理の必要性が表明され、上記医学部会の意見に基づくけい肺審議会の答申を受けて、昭和35年3月、じん肺法が制定された。

カ そして、その後の研究によって石綿の粉じんのばく露と石綿肺以外の石綿関連疾患との関連性が次第に明らかとなり、昭和46年頃には肺がんとの関連性が、昭和47年頃には中皮腫との関連性がそれぞれ明らかとなった。

(4) 関係法令の概要

ア 昭和22年に公布された旧労基法（同年施行）は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものとして労働条件を確保することを目的とするものであり（1条）、使用者は、粉じん等による危害防止等のために必要な措置を講じなければならないものとされ（42条等）、労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守し

なければならないものとされている(44条)。また、旧労基法では、使用者は、労働者を雇い入れた場合にその労働者に安全衛生教育を実施しなければならないものとされている(50条)。そして、上記の各規定に違反した者には罰則が科される(119条1号、120条1号)。旧労基法42条から44条までの規定により使用者が講ずべき措置及び労働者が遵守すべき事項は、命令に委任されており(45条)、労働安全衛生規則(昭和22年労働省令第9号。以下「旧安衛則」という。)及び特定化学物質等障害予防規則(昭和46年労働省令第11号。以下「旧特化則」という。)が、上記の措置及び事項の具体的内容を定めている(旧安衛則は昭和22年11月1日、旧特化則は一部を除き昭和46年5月1日に各施行)。なお、上記両規則が競合する部分については、旧特化則が優先する。

イ 昭和35年3月31日に公布されたじん肺法(同年4月1日施行)は、石綿肺をも含むようにじん肺を定義し、事業者(昭和52年法律第76号による改正前のじん肺法にあっては「使用者」)に対し、じん肺の予防のための措置を講ずるよう努める義務を課すほか(5条)、じん肺に関する予防及び健康管理のために労働者に必要な教育を実施する義務を課しており(6条)、同法6条の規定に違反した者には罰則が科される(45条1号)。

ウ 昭和47年6月8日、安衛法が公布され(一部を除き昭和47年10月1日施行)、これに伴い、旧労基法42条以下に定められていた安全及び衛生に関する規定が改正され、労働者の安全及び衛生に関しては、安衛法の定めるところによるものとされた。安衛法は、職場における労働者の安全と健康の確保等を目的とするものであり(1条)、事業者は、労働者の健康障害の防止等のために必要な措置を講じなければならないものとされ(22条等)、労働者は、事業者が講ずる措置に応じて必要な事項を守らなければならないものとされている(26条)。また、安衛法では、事業者は、労働者を雇い入れたとき及び労働者の作業内容を変更したときにその労働者に安全衛生教育を実施しなければならないものとされている(59条1

項及び2項)。そして、上記の各規定に違反した者には罰則が科される(119条1号、120条1号。ただし、作業内容変更時の安全衛生教育については平成17年法律第108号による改正後の120条1号)。安衛法22条、26条等の規定により事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならない事項は、労働省令に委任されており(27条)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)及び特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)が、上記の措置及び事項の具体的内容を定めている(上記両規則はいずれも一部を除き昭和47年10月1日施行)。なお、上記両規則が競合する部分については、特化則が優先する。上記両規則の制定に伴って、旧安衛則及び旧特化則は廃止された。

(5) 局所排気装置に関する技術的知見の進展、規制の経過等

ア 局所排気装置は、高濃度で発生した有害物が周囲の一般空気中に混合分散する前に汚染空気を吸込み気流によって局所的に捕捉除去し、清浄化して大気中に排出する装置である。局所排気装置は、おおむね、フード、吸込みダクト、除じん装置、ファン、排気ダクト及び排気口の各部位から構成され、その基本構造自体は単純なもので、戦前から現在まで大きな変化はない。

イ 欧米では、戦前において既に局所排気装置の研究及び設置が進んでいたが、戦前の我が国では、研究者らによって局所排気装置の原理等が紹介され、わずかな設置例が存在するにすぎなかった。しかし、昭和26年、国際労働機関(ILO)によって採択された産業安全に関するモデル規程が労働省労働基準局安全課により翻訳されて出版された。同規程は、国際労働機関が、世界各国の専門家の意見を集め、6年余りの期間を費やして作成したものであり、局所排気装置の構造等についての詳細な規定を含むものであった。また、昭和28年7月には、労働省労働基準局労働衛生課長の監修により、米国の研究者が局所排気装置の設計や集じん装置等について解説した書籍が翻訳されて出版された。これらの

書籍等の出版によって昭和20年代後半には局所排気装置の実用的な知識が向上拡大し、民間の工場において徐々に局所排気装置が設置されるようになり、昭和30年頃には局所排気装置の製作等を行う業者も一定数存在していた。このような状況を受けて、労働省は、昭和27年から昭和32年まで毎年局所排気装置を含む粉じん除去対策を労働衛生試験研究の課題とし、併せて昭和30年頃から一般的な形で局所排気装置の設置の行政指導を行った。そして、労働省は、昭和30年度から労働衛生試験研究として、局所排気装置の設計基準に関する研究を専門家に委託し、同研究の成果は、昭和32年9月、「労働環境の改善とその技術－局所排気装置による－」と題する書籍（労働省労働基準局労働衛生課監修。以下「昭和32年資料」という。）として発行された。昭和32年資料は、我が国における最初の局所排気に関するまとまった技術書であり、局所排気装置全般について、図表等を交えて理論面及び実用面からの詳細な検討結果を記載し、石綿工場における事例は記載されていないものの、研磨作業、粉砕作業等を行う作業場における事例を図や写真入りで紹介している。また、昭和32年資料の末尾の資料編には、昭和32年資料の発行者である日本保安用品協会が推奨することができる局所排気装置の設計施工者として9社が紹介されている。

ウ 前記のとおり、昭和30年9月から昭和32年3月にかけて大規模なけい肺健康診断が、昭和31年から特殊健康診断がそれぞれ実施され、相当数の異常所見者がみられたことから、労働省労働基準局長は、昭和33年5月26日付けで、都道府県労働基準局長宛ての「職業病予防のための労働環境の改善等の促進について」と題する通達（同日基発第338号。以下「昭和33年通達」という。）を発出した。労働省労働基準局長は、昭和33年通達により、粉じん作業等につき労働環境の改善等予防対策のよるべき一般的措置の種類をその別紙「労働環境における職業病予防に関する技術指針」（以下「別紙技術指針」という。）に定めたとしてその実施の促進を指示

した。別紙技術指針は、昭和33年通達の趣旨につき、労働環境の改善に関する技術上の問題がある程度解決し得るに至ったので上記の一般的措置の種類を定めたものであるとし、作業の種類、発散有害物、その抑制目標限度、準拠すべき測定法、労働環境に対する措置等を定めた。そして、石綿に関する作業については、抑制目標限度を $1\text{cm}^3$ 当たり1000個（ $1\text{m}^3$ 当たり20mg）、測定法を、労研式じん埃計法、インピンジャー法、ろ紙式じん埃計法、電気集じん機法とし、労働環境に対する措置として、石綿等の破碎、ふるい分け、ときほぐし等については、局所排気装置を設けることを、石綿等の積込み及び運搬については、でき得る限り局所排気装置を設けることを定めるとともに、局所排気装置の技術方法については昭和32年資料を参照することとした。

エ 昭和35年3月31日、じん肺法が公布され、同法に基づいて設置されたじん肺審議会の粉じん抑制技術専門部会において、局所排気装置の標準となる設計方法と保守管理方法についての検討が行われた。その検討結果は、昭和41年1月、「局所排気装置の標準設計と保守管理（基本編）」と題する書籍（労働省労働基準局安全衛生部編。以下「昭和41年資料」という。）として発行された。労働省労働基準局長は、昭和41年、都道府県労働基準局長宛ての通達を発出し、昭和41年資料を局所排気装置の施工業者等に対する指導書として活用し局所排気装置の知識及び技術の普及を図るよう指示した。また、労働省労働基準局長は、昭和43年及び昭和46年、都道府県労働基準局長宛ての通達を発出し、石綿工場に局所排気装置を設置するよう指導することなどを指示した。

オ 有害物質により健康障害が増加したこととこれに対する社会的関心の高まりを受け、労働大臣は、昭和46年4月28日、旧特化則を制定した。旧特化則は、石綿等を規制対象として、粉じん等が発散する屋内作業場については当該発散源に局所排気装置を設けなければならないものとし（4条）、局所排気装置の要件として、フード、ダクト、ファン及び排出口の設置位置等について定

めた上(6条1項),フードの外側における粉じんの濃度(以下「抑制濃度」という。)が労働大臣が定める値を超えないものとする能力を有するものでなければならないとした(同条2項)。その後、安衛法の制定に伴い、旧特化則は廃止され、特化則が制定されたが、局所排気装置に関する規制内容は、旧特化則とほぼ同じであった。

カ 労働省は、昭和41年資料の発行後も局所排気装置のフードの理論的研究、実施例の収集等を行った。そして、昭和47年には、フードの設計について作業ごとに整理するなどした「局所排気装置フード設計資料集成-応用編-」(労働省安全衛生部労働衛生課編。以下「昭和47年資料」という。)が発行され、さらに、昭和53年2月には、石綿に関する作業の特殊性に対応した局所排気装置のフードの実例やその効果等について記載した「局所排気装置フード設計資料集成-粉じん(石綿)編-」(労働省安全衛生部労働衛生課編。以下「昭和53年資料」という。)が発行された。

キ 前記のとおり、局所排気装置については、昭和32年資料が発行された後も、昭和41年資料、昭和47年資料及び昭和53年資料が発行されたが、これらは、いずれも昭和32年資料に記載されたところを大きく変更したり、新たな理論に基づく論述がされたりしているものではなく、昭和32年資料に既に示されていた内容について、具体的かつ平易に解説し、その実例を紹介することに主眼を置いたものであった。また、昭和33年頃の石綿工場における石綿の粉じん防止策としては、粉じんの発散源となる機械に局所排気装置を設置することが最も有効な方策であり、前記のとおり、労働省は、昭和30年頃から行政指導により事業所に対して局所排気装置の設置を指導していた。しかし、昭和33年通達が発せられてから約9年後の昭和42年に大阪労働基準局が行った調査では、局所排気装置が設置された石綿工場の割合は4割程度にとどまっていた。また、昭和46年に同局が行った調査では、上記の割合は8割を超えたものの、これらは1台でも局所排気装置が設置された石綿工場の割合にすぎず、石綿工場における

粉じんの発散源のうち局所排気装置が設置されたものの割合ではない上、設置された局所排気装置も設計及び保守管理が不良で、現実の労働環境は依然として改善されていない状況であり、昭和46年当時においても石綿工場における局所排気装置による粉じん対策は進んでいなかった。

(6) 昭和33年当時における粉じん濃度の測定技術及び評価指標

#### ア 粉じん濃度の測定技術

我が国では、昭和33年当時、粉じん濃度の測定器として、インピンジャー、電気集じん機、労研式じん埃計、チンダロメーター、労研式ろ紙じん埃計などが存在していた。これらは、石綿の粉じんのみを測定することはできないが、総体としての粉じん濃度を測定することは可能なものであった。

前記のとおり、別紙技術指針では、石綿に関する作業につき、抑制目標限度が $1\text{cm}^3$ 当たり1000個( $1\text{m}^3$ 当たり20mg)とされ、準拠すべき測定法として、労研式じん埃計法、インピンジャー法、ろ紙式じん埃計法、電気集じん機法が指定されていた。このうち、インピンジャー及び電気集じん機は、利用上の難点があり、使用例も多くなかったのに対し、労研式じん埃計は、機械に故障がなく、測定者が技術を有していれば実用に堪えるものであり、保険院調査や昭和31年度及び昭和32年度の労働衛生試験研究等において石綿の粉じん濃度を調査するために用いられていた。また、労研式ろ紙じん埃計は、取扱いが容易であり、各種の作業現場において使用されていた。

#### イ 粉じん濃度の評価指標

昭和13年、我が国の研究者により、米国等における研究を参考に、粉じん濃度の指標として恕限度が提唱された。恕限度とは、作業者個人の健康被害を防止するためのばく露限界として考案された指標であり、一般の発じん性作業場における恕限度は、 $1\text{cm}^3$ 当たり400個とされた。

昭和28年、けい肺対策審議会の粉じん恕限度専門部会において、けい酸じんの恕限度について検討が開始され、同部会は、昭和29年、労働大臣に対して恕限度の具体的な数値を示した。

また、前記のとおり、昭和33年、別紙技術指針において、有害物の発散源に対する改善措置の効果の目標値として抑制目標限度という数値が定められ、石綿に関する作業については、 $1\text{cm}^3$ 当たり1000個( $1\text{m}^3$ 当たり20mg)とされた。

(7) 粉じん濃度に関する規制内容等

ア 我が国及び諸外国においては、粉じんによる健康障害を予防する観点から法令等による規制値又は専門家による勧告値として一定の粉じん濃度が示されてきた。米国産業衛生専門家会議(American Conference of Governmental Industrial Hygienists。いわゆるACGIH)は、1950年(昭和25年)、労働者の有害物質のばく露濃度の限界値(Threshold Limit Value。いわゆるTLV)を設定し、石綿については、 $1\text{mg}$ 当たり175個とした。我が国でも、昭和40年、日本産業衛生協会(昭和47年に日本産業衛生学会に名称が変更された。以下、この名称変更の前後を通じて「日本産業衛生学会」という。)が、石綿の粉じんの許容濃度として、 $1\text{m}^3$ 当たり $2\text{mg}$ (石綿の繊維数に換算すると、 $1\text{cm}^3$ 当たり33本。以下、石綿の粉じん濃度における本数は石綿の繊維数である。)を勧告した。この許容濃度は、米国産業衛生専門家会議の設定した上記の限界値とはほぼ同義のばく露限界を示す概念であり、労働者が有害物質にばく露する場合、当該物質の空气中濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康障害が見られないという濃度である。

イ 前記のとおり、旧特化則及び特化則は、抑制濃度が労働大臣が定める値を超えないものとする能力を有することを局所排気装置の性能要件とし、労働大臣は、昭和46年労働省告示第27号(以下「昭和46年告示」という。)により、石綿の抑制濃度の規制値を、当時の日本産業衛生学会の許容濃度の勧告値と同じ $1\text{m}^3$ 当たり $2\text{mg}$ ( $1\text{cm}^3$ 当たり33本)と定めた。

ウ 労働省労働基準局長は、昭和48年7月11日付けで、都道府県労働基準局長宛での通達を發出し、石綿が肺がん、中皮腫等を発生させることが明らかになったなどとして、当面、石綿の抑制濃

度を $5\mu\text{m}$ (マイクロメートル)以上の石綿繊維が $1\text{cm}^3$ 当たり5本とするよう指導することを指示した。

エ 米国産業衛生専門家会議は、1973年(昭和48年)に石綿に発がん性があるとの立場を採り、1974年(昭和49年)、石綿の粉じんのばく露濃度の限界値として $1\text{cm}^3$ 当たり5本を勧告した。これに対して、日本産業衛生学会は、同年3月31日、石綿の発がん性等を考慮して、石綿の粉じんの許容濃度につき、従来の勧告値である $1\text{m}^3$ 当たり $2\text{mg}$ ( $1\text{cm}^3$ 当たり33本)を見直して、 $5\mu\text{m}$ 以上の石綿繊維が $1\text{m}^3$ 当たり2本とし、クロシドライトについては上記の濃度をはるかに下回る必要があるとした。

オ 労働大臣は、昭和50年9月、昭和50年労働省告示第75号(以下「昭和50年告示」という。)により、昭和46年告示を改正して石綿の抑制濃度の規制を強化し、その規制値を $5\mu\text{m}$ 以上の石綿繊維が $1\text{cm}^3$ 当たり5本と定めた。さらに、労働省労働基準局長は、昭和51年、都道府県労働基準局長宛での通達により、石綿の粉じんにばく露した労働者から肺がん又は中皮腫が多発することが明らかとされ、その対策の強化が要請されているなどとして、当面、石綿の抑制濃度を $5\mu\text{m}$ 以上の石綿繊維が $1\text{cm}^3$ 当たり2本(クロシドライトについては、0.2本)以下を目途とするよう指導することなどを指示した。

カ その後、安衛法に基づく作業環境測定結果の評価に関して、管理濃度(有害物質に関する作業場の空気環境の良否を判断するための指標)という指標が導入され、昭和63年9月1日、安衛法に基づいて定められた作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)において、石綿の管理濃度は $5\mu\text{m}$ 以上の石綿繊維が $1\text{cm}^3$ 当たり2本(クロシドライトについては、0.2本)とされた。

(8) 呼吸用保護具に関する規制内容

昭和22年10月31日に制定された旧安衛則は、使用者に対し、粉じんを発散する衛生上有害な場所での業務において作業に従事する労働者に使用させるために呼吸用保護具を備える等の義務を課すとともに(181条等)、労働者に対し、

就業中の呼吸用保護具の使用義務を課しており(185条),昭和46年4月28日に制定された旧特化則は,使用者に対し,石綿等を取り扱う作業場に呼吸用保護具を備える等の義務を課した上(32条等),特定化学物質等作業主任者を選任して保護具の使用状況を監視させる義務を課している(28条1項3号)。そして,上記各義務に違反した場合には罰則が科される(旧労基法119条1号,120条1号)。また,昭和47年9月30日には,安衛法に基づいて安衛則及び特化則が制定されたが,呼吸用保護具に関する規制内容は,従前とほぼ同様のものであった。その後,平成7年1月26日の特化則の改正により,労働者に呼吸用保護具を使用させる事業者の義務が規定された(38条の9。同年4月1日施行)。これに対して,昭和47年9月30日に制定された鉛中毒予防規則等には,制定当初から労働者に呼吸用保護具を使用させる事業者の義務が規定されていた。

3 原審は,前記の事実関係等の下において,上告人は石綿関連疾患に罹患した本件元従業員らにつき,各損害の2分の1を限度として,損害賠償責任を負うと判断した。原審の判断の概要は,次のとおりである。

(1) 昭和32年資料によって,石綿工場を含む一般の作業場において局所排気装置を設置し得るだけの技術的基盤が形成され,昭和33年当時に存在した粉じん濃度の測定技術及び評価指標により局所排気装置の性能要件を定めることも可能であったから,石綿肺り患の実情が相当深刻なものであることが明らかになっていたなどの当時の状況の下において,昭和33年通達が発出された同年5月26日から,旧特化則が制定された昭和46年4月28日まで,労働大臣が,旧労基法に基づく省令制定権限を行使し罰則をもって石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けなかったことは,国家賠償法1条1項の適用上違法である。

(2) 石綿の粉じんのばく露と肺がん及び中皮腫との関連性についての医学的知見が明らかになっていた昭和47年頃には,局所排気装置の設

置だけでなく,より徹底した石綿の粉じんのばく露防止策が求められていたから,日本産業衛生学会が石綿の粉じんの許容濃度として $5\mu\text{m}$ 以上の石綿繊維が $1\text{cm}^3$ 当たり2本を勧告した昭和49年3月31日から6箇月後の同年9月30日以降,労働省告示により上記の勧告値に等しい値が管理濃度の値とされた昭和63年9月1日まで,労働大臣が,労働省告示を改正して上記の勧告値を石綿の抑制濃度の規制値としなかったことは,国家賠償法1条1項の適用上違法である。

(3) 前記のとおり,昭和47年頃には,局所排気装置の設置だけでなく,より徹底した石綿の粉じんのばく露防止策が求められていたから,事業者に対して労働者に呼吸用保護具を使用させることを義務付ける鉛中毒予防規則等が制定された昭和47年9月30日以降,特化則の改正により石綿に関する作業について上記の義務付けがされた平成7年4月1日まで,労働大臣が,安衛法に基づく省令制定権限を行使して事業者に対し労働者に防じんマスクを使用させること及びその使用を徹底させるための石綿関連疾患に対応する特別安全教育を実施することを義務付けなかったことは,国家賠償法1条1項の適用上違法である。

## 第2 被上告人X<sub>1</sub>を除く被上告人らに対する上告について

1 上告代理人都築政則ほかの上告受理申立て理由第2及び第3について

(1) 論旨は,局所排気装置の設置の義務付けに関する規制権限の不行使が国家賠償法1条1項の適用上違法であるとした原審の前記第1の3(1)の判断には,同項等の解釈適用を誤った違法があるというものである。

(2) 国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は,その権限を定めた法令の趣旨,目的や,その権限の性質等に照らし,具体的事情の下において,その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは,その不行使により被害を受けた者との関係において,国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である(最高裁平成13年(受)第

1760号同16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁、最高裁平成13年(オ)第1194号、第1196号、同年(受)第1172号、第1174号同16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802頁参照)。

これを本件についてみると、旧労基法は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものとして労働条件を確保することを目的として(1条)、使用者は粉じん等による危害防止等のために必要な措置を講じなければならないものとし(42条等)、安衛法は、職場における労働者の安全と健康の確保等を目的として(1条)、事業者は労働者の健康障害の防止等のために必要な措置を講じなければならないものとして(22条等)、使用者又は事業者が講ずべき具体的措置を命令又は労働省令に委任している(旧労基法45条、安衛法27条)。このように、旧労基法及び安衛法が、上記の具体的措置を命令又は労働省令に包括的に委任した趣旨は、使用者又は事業者が講ずべき措置の内容が、多岐にわたる専門的、技術的事項であること、また、その内容を、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正していくためには、これを主務大臣に委ねるのが適当であるとされたことによるものである。

以上の上記各法律の目的及び上記各規定の趣旨に鑑みると、上記各法律の主務大臣であった労働大臣の上記各法律に基づく規制権限は、粉じん作業等に従事する労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することをその主要な目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものである(前掲最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決参照)。

- (3) 前記の事実関係等によれば、石綿肺の被害及びその対策の状況等につき、次のようにいうことができる。①石綿肺の被害状況については、労働省の委託研究において昭和31年度及び昭和32年度に行われた石綿工場での石綿肺の調査の結果、勤続3年以上の労働者の石綿肺の発症

率が29.6%ないし45%であり、昭和30年から昭和32年にかけて実施された大規模なけい肺健康診断による有所見者率が11.4%であったことに比べてかなりの高率であったことなど、石綿工場の労働者の石綿肺り患の実情が相当深刻なものであることが明らかになっており、上告人においても、昭和33年頃、石綿の粉じんによる被害が深刻なものであることを認識していた。②石綿肺に関する医学的知見については、昭和33年3月31日にされた上記の委託研究の報告において、石綿肺の概略を明らかにすることができたなどとされ、同日頃には石綿肺に関する医学的知見が確立していた。③昭和33年当時、石綿工場における石綿の粉じん防止策としては、粉じんの発散源となる機械に局所排気装置を設置することが最も有効な方策であり、局所排気装置を設置することによって石綿工場の労働者が石綿の粉じんにはばく露することを相当程度防ぐことができたことと認められる。④局所排気装置の設置状況については、労働省は、昭和30年頃から局所排気装置の設置を指導し、昭和33年通達等を発出してその普及を図っていたものの、昭和42年の大阪労働基準局の調査では、1台でも局所排気装置が設置された石綿工場の割合が4割程度にすぎず、昭和46年の同局の調査でも、石綿工場に設置された局所排気装置は設計及び保守管理が不良で現実の労働環境は依然として改善されていないなど、昭和46年当時においても石綿工場における局所排気装置による粉じん対策は進んでいなかった。

- (4) 上記のような昭和33年当時の石綿肺の被害状況等に加え、前記の事実関係等によれば、局所排気装置の設置に関する技術的知見につき、次のようにいうことができる。①局所排気装置は、その基本構造自体は単純なものであり、戦前から現在まで大きな変化はない。②昭和28年7月、米国の研究者が局所排気装置の設計等について解説した書籍が翻訳されて出版されたことなどにより、昭和20年代後半には局所排気装置の実用的な知識が向上拡大し、民間の工場においても徐々に局所排気装置が設置されるようになり、

昭和30年頃には局所排気装置の製作等を行う業者も一定数存在していた。③このような状況を受けて、労働省は、昭和27年頃から局所排気装置を含む粉じん除去対策の研究を進める一方、昭和30年頃から一般的な形で局所排気装置の設置の行政指導を行った。④そして、昭和32年9月には、労働省の委託研究の成果として、局所排気装置の設置に向けた理論面及び実用面からの詳細な検討結果が記載された昭和32年資料が発行された。⑤労働省労働基準局長は、昭和33年通達を発出し、別紙技術指針において、石綿に関する作業につき局所排気装置の設置の促進を一般的な形で指示した上、その際には昭和32年資料を参照することとした。

- (5) さらに、前記の事実関係等によれば、昭和33年当時における粉じん濃度の測定技術及び評価指標につき、次のようにいうことができる。①昭和33年には、粉じん濃度の測定器として労研式じん埃計及び労研式ろ紙じん埃計が存在しており、これらによる粉じん濃度の測定法は、別紙技術指針において石綿に関する作業における粉じん濃度の測定方法に指定されるなど、石綿工場においても粉じん濃度を測定することが可能なものであって、その使用に特段の支障はなかった。②同年には、粉じん濃度の評価指標として恕限度及び抑制目標限度が存在しており、これらは、専門家による研究又は検討の結果として示されたものであるなど、相応の根拠を有するものであった。

- (6) 以上の諸点に照らすと、労働大臣は、石綿肺の医学的知見が確立した昭和33年3月31日頃以降、石綿工場に局所排気装置を設置することの義務付けが可能となった段階で、できる限り速やかに、旧労基法に基づく省令制定権限を適切に行使し、罰則をもって上記の義務付けを行って局所排気装置の普及を図るべきであったといえる。そして、昭和33年には、局所排気装置の設置等に関する実用的な知識及び技術が相当程度普及して石綿工場において有効に機能する局所排気装置を設置することが可能となり、石綿工場に局所排気装置を設置することを義

務付けるために必要な実用性のある技術的知見が存在するに至っていたものと解するのが相当である。また、昭和33年当時、石綿工場において粉じん濃度を測定することができる技術及び有用な粉じん濃度の評価指標が存在しており、局所排気装置の性能要件を設定することも可能であったといえるべきである。そうすると、昭和33年通達が発出された同年5月26日には、労働大臣は省令制定権限を行使して石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けることが可能であったといえる。

- (7) 本件における以上の事情を総合すると、労働大臣は、昭和33年5月26日には、旧労基法に基づく省令制定権限を行使して、罰則をもって石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けるべきであったのであり、旧特化則が制定された昭和46年4月28日まで、労働大臣が旧労基法に基づく上記省令制定権限を行使しなかったことは、旧労基法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法であるといえるべきである。これと同旨の原審の前記第1の3(1)の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

- 2 上告代理人都築政則ほかの上告受理申立て理由第4及び第5について

論旨は、抑制濃度及び防じんマスクに関する規制権限の不行使が国家賠償法1条1項の適用上違法であるとした原審の前記第1の3(2)及び(3)の判断には、同項の解釈適用を誤った違法があるというものである。

被告X<sub>1</sub>を除く被告人らは、亡Aを除く本件元従業員ら又はその承継人であるところ、前記1のとおり、局所排気装置の設置の義務付けに関する規制権限の不行使が国家賠償法1条1項の適用上違法とされる期間は、昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までであり、原審の適法に確定した事実関係によれば、亡Aを除く本件元従業員らは、上記期間内において石綿工場に石綿の粉じんにごく露した者であって、上記期間内に石綿の粉じんにごく露したことと上記の者の

石綿関連疾患との間には相当因果関係が認められるというのであるから、上告人は、抑制濃度及び防じんマスクに関する規制権限の不行使が同項の適用上違法であるか否かにかかわらず、上記の者が石綿関連疾患に罹患したことによる損害につき損害賠償責任を負うことになる。したがって、論旨は、原判決の結論に影響しない部分を論難するものであり、採用することができない。

### 第3 被上告人X<sub>1</sub>に対する上告について

#### 1 上告代理人都築政則ほかの上告受理申立て理由第2及び第3について

論旨は、局所排気装置の設置の義務付けに関する規制権限の不行使が国家賠償法1条1項の適用上違法であるとした原審の前記第1の3(1)の判断には、同項等の解釈適用を誤った違法があるというものである。

被上告人X<sub>1</sub>は、本件元従業員らの1人である亡Aの承継人であるところ、前記第2の1のとおり、局所排気装置の設置の義務付けに関する規制権限の不行使が国家賠償法1条1項の適用上違法とされる期間は、昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までであり、原審の適法に確定した事実関係によれば、亡Aが石綿工場で石綿製品の製造等に従事していたのは、昭和56年5月6日以降であるから、局所排気装置の設置の義務付けに関する規制権限の不行使が同項の適用上違法であるか否かは、亡Aに対する上告人の損害賠償責任の有無に影響を及ぼすものとはいえない。論旨は、原判決の結論に影響しない部分を論難するものであり、採用することができない。

#### 2 上告代理人都築政則ほかの上告受理申立て理由第4について

(1) 論旨は、抑制濃度に関する規制権限の不行使が国家賠償法1条1項の適用上違法であるとした原審の前記第1の3(2)の判断には、同項の解釈適用を誤った違法があるというものである。

(2) 前記の事実関係等によれば、①日本産業衛生学会が昭和49年3月に石綿の粉じんの許容濃度として5 $\mu$ m以上の石綿繊維が1 $\mu$ m当たり2本を勧告したのに対し、労働大臣は、その1年6箇月後の昭和50年9月には、昭和50年告示により、昭

和46年告示を改正して石綿の抑制濃度の規制を強化し、その規制値を5 $\mu$ m以上の石綿繊維が1cm<sup>3</sup>当たり5本と定めたこと、②この規制値は、昭和49年に米国産業衛生専門家会議が勧告した石綿の粉じんのばく露濃度の限界値と同等のものであり、米国産業衛生専門家会議の勧告値は、専門家によるものであって、一定の信頼性を有するものであること、③日本産業衛生学会の許容濃度は、米国産業衛生専門家会議のばく露濃度の限界値とほぼ同義のばく露限界を示す概念であることが明らかである。

そして、抑制濃度は、粉じんの発散源付近に設置されるフードの外側の濃度であり、一般的に作業場の中で最も粉じん濃度が高い場所の濃度であるから、その規制により間接的に作業場全体の粉じん濃度を規制することになるものである。このような抑制濃度の内容からすると、抑制濃度の規制値として、粉じんのばく露限界を示す許容濃度等の値を用いる場合には、許容濃度等による規制を行う場合に比べて、より厳しい規制を行うことになるということができる。そうすると、抑制濃度の規制値が、粉じんのばく露限界を示す許容濃度等の値よりも緩やかなものであるとしても、そのことから直ちに当該抑制濃度の規制値が著しく合理性を欠くものということとはできない。

以上の諸点に照らすと、労働大臣が、昭和49年9月30日以降、石綿の抑制濃度の規制値を昭和50年告示により5 $\mu$ m以上の石綿繊維が1cm<sup>3</sup>当たり5本とし、労働省告示の改正により1cm<sup>3</sup>当たり2本としなかったことが、安衛法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くとまでは認められず、国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできない。

(3) 以上と異なる原審の前記第1の3(2)の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由がある。

#### 3 上告代理人都築政則ほかの上告受理申立て理由第5について

(1) 論旨は、防じんマスクに関する規制権限の不行使が国家賠償法1条1項の適用上違法であるとした原審の前記第1の3(3)の判断には、同項

の解釈適用を誤った違法があるというものである。

(2) 石綿工場における粉じん対策としては、局所排気装置等による粉じんの発散防止措置が第一次的な方策であり、防じんマスクは補助的手段にすぎないものである。そして、防じんマスク等の呼吸用保護具については、昭和47年9月30日に制定された安衛則及び特化則によって、事業者及び労働者に対し前記第1の2(8)のとおり義務が課されており、これに違反した場合には罰則が科されることになる。また、労働者に対する安全衛生教育については、事業者に対し、昭和47年6月8日に公布された安衛法において労働者を雇い入れたとき及び労働者の作業内容を変更したときの安全衛生教育の実施義務が課されているほか、昭和35年3月31日に公布されたじん肺法においてじん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を実施する義務も課されており、これらに違反した場合には罰則が科されることになる(ただし、作業内容変更時の安全衛生教育については平成17年法律第108号による安衛法の改正後である。)。そうすると、上記の各義務を通じて、労働者の防じんマスクの使用は相当程度確保されるということが出来る。

以上の諸点に照らすと、石綿工場における粉じん対策としては補助的手段にすぎない防じんマスクの使用に関し、上記の各義務に加えて、事業者に対し労働者に防じんマスクを使用させる義務及びその使用を徹底させるための石綿関連疾患に対応する特別安全教育を実施する義務を負わせなければ著しく合理性を欠くまでということとはできない。

したがって、労働大臣が、石綿工場での作業に関し、昭和47年9月30日以降、安衛法に基づく省令制定権限を行使して事業者に対し労働者に防じんマスクを使用させること及びその使用を徹底させるための石綿関連疾患に対応する特別安全教育の実施を義務付けなかったことが、安衛法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くまでには認められず、国家賠償法1条1項の適用上違法であるという

ことはできない。

(3) 以上と異なる原審の前記第1の3(3)の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由がある。

#### 第4 結論

以上によれば、原判決中、被上告人X<sub>1</sub>に関する上告人敗訴部分は破棄を免れず、同部分につき、同被上告人の請求を棄却した第1審判決は正当であるから、同被上告人の控訴を棄却すべきであるが、上告人のその余の上告は棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判官名省略)

#### 第一陣最高裁判決

平成23年(受)第2455号損害賠償請求事件

平成26年10月9日第一小法廷判決

#### 主 文

- 1 原判決中次の部分を破棄する。
  - (1) 上告人X<sub>1</sub>,同X<sub>2</sub>,同X<sub>3</sub>,同X<sub>4</sub>,同X<sub>5</sub>,同X<sub>6</sub>及び同X<sub>7</sub>を除くその余の上告人らに関する部分
  - (2) 上告人X<sub>7</sub>の請求のうち固有の損害の賠償請求に関する部分を除く部分
- 2 前項の破棄部分につき、本件を大阪高等裁判所に差し戻す。
- 3 上告人X<sub>1</sub>,同X<sub>2</sub>,同X<sub>3</sub>,同X<sub>4</sub>,同X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>の各上告並びに上告人X<sub>7</sub>の固有の損害の賠償請求に関する部分の上告をいずれも棄却する。
- 4 前項に関する上告費用は、同項記載の上告人らの負担とする。

#### 理 由

##### 第1 事案の概要

- 1 上告人らは、大阪府泉南地域に存在した石綿(アスベスト)製品の製造、加工等を行う工場又は作業場(以下「石綿工場」と総称する。)において、石綿製品の製造作業等に従事したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと主張する者(原判決別紙「請求額

等一覧表」の被害者(死亡者)欄記載の者〔ただし、本人と記載されている者はこれに対応する第1審原告ら欄記載の者〕のうち、X<sub>7</sub>及び亡Aを除く24名。以下「本件元従業員ら」という。)又はその承継人である。本件は、上告人らが、被上告人に対し、被上告人が石綿関連疾患の発生又はその増悪を防止するために労働基準法(昭和47年法律第57号による改正前のもの。以下「旧労基法」という。)及び労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)に基づく規制権限を行使しなかったことが違法であるなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審の確定した事実関係等及び関係法令の概要は、次のとおりである。

[第二陣最高裁判決の第1の2と同旨]

3 原審は、前記の事実関係等の下において、次のとおり判断して、上告人らの請求を棄却した。

(1) 旧特化則が制定された昭和46年4月28日まで、様々な設置例や経験的技術の集積に基づき石綿工場の実情に応じて有効に機能する局所排気装置を設置し得るだけの実用的な工学的知見が確立していなかったから、省令により石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けることはできなかった。したがって、旧特化則の制定まで労働大臣が省令制定権限を行使して石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできない。

(2) 抑制濃度の規制強化の経過に照らせば、労働大臣による石綿の抑制濃度の規制措置が、著しく合理性を欠くものとはいえず、国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできない。

(3) 旧安衛則等が、使用者又は事業者に対して労働者に使用させるために呼吸用保護具を備えることを義務付け、労働者に対して呼吸用保護具を使用することを義務付けていることからすると、使用者又は事業者には、旧安衛則等により、労働者が呼吸用保護具である防じんマスクを適切に使用するように指導する義務が課されていることは明らかである。したがって、使用者又は事業者

に上記の義務が課されていないことを前提に、使用者又は事業者に対し労働者に防じんマスクを使用させること及び防じんマスクに関する教育を実施することを義務付けなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法であるとする上告人らの主張は、その前提を欠くというべきである。

## 第2 上告代理人芝原明夫ほかの上告受理申立て理由第6章の第2及び第3の1について

1 論旨は、原審の前記第1の3(1)の判断には、国家賠償法1条1項の解釈適用を誤った違法があるというものである。そこで、この点につき検討する。

2~3 [第二陣最高裁判決の第2の1の(2)~(7)とおおむね同旨]

4 以上と異なる原審の前記第1の3(1)の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由がある。

## 第3 上告代理人芝原明夫ほかの上告受理申立て理由第6章の第3の2(2)について

1 論旨は、原審の前記第1の3(2)の判断には、国家賠償法1条1項の解釈適用を誤った違法があるというものである。そこで、この点につき、前記第2の2の観点から検討する。

2 [第二陣最高裁判決の第3の2の(2)と同旨]

3 原審の前記第1の3(2)の判断は、以上と同旨をいうものとして是認することができる。論旨は採用することができない。

## 第4 上告代理人芝原明夫ほかの上告受理申立て理由第6章の第3の3について

1 論旨は、原審の前記第1の3(3)の判断には、旧安衛則等の解釈適用を誤った違法があるというものである。

2 旧安衛則等には、使用者又は事業者に対して労働者が呼吸用保護具を適切に使用するように指導することを義務付ける旨の明示の規定はなく、上記の義務と旧安衛則等に規定のある使用者又は事業者の呼吸用保護具を備える義務及び労働者が呼吸用保護具を使用する義務とは、義務の内容及び態様を異にするものである。そうすると、後者の各義務の存在をもって前者の義務が法令上定められていると解することはできな

いというべきであり、これと異なる原審の前記第1の3(3)の判断には、法令の解釈を誤った違法があるというべきである。

4 したがって、労働大臣が、石綿工場での作業に関し、使用者又は事業者に対し労働者に防じんマスクを使用させること及び防じんマスクに関する教育を実施することを義務付けなかったことが、旧労基法及び安衛法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くとまでは認められず、国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできない。上記の点につき被告上告人の国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を否定した原審の判断は、結論において是認することができる。論旨は、結局、採用することができない。

#### 第5 上告人X<sub>1</sub>、同X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>、同X<sub>4</sub>、同X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>(以下「上告人X<sub>ら</sub>」)という。)の上告について

以上説示したところによれば、局所排気装置の設置の義務付けに関する規制権限の不行使については、国家賠償法1条1項の適用上違法とされる余地はあるが、その余の規制権限の不行使については、同項の適用上違法であるということとはできない。もっとも、局所排気装置の設置の義務付けに関する規制権限の不行使が同項の適用上違法とされる期間は、その設置を義務付ける旧特化則が制定された昭和46年4月28日までである。ところで、上告人X<sub>1</sub>らは、本件元従業員らのうち亡B又は亡Cの承継人であり、本件において、亡B及び亡Cが、昭和46年4月28日以前に石綿工場で石綿の粉じんにはばく露したことの主張立証はない。したがって、上告人X<sub>1</sub>らについては、局所排気装置の設置の義務付けに関する規制権限の不行使が同項の適用上違法とされても、その請求には理由がないことになる。したがって、原判決のうち、上告人X<sub>1</sub>らの請求を棄却した部分は、結論において是認することができる。

#### 第6 結論

以上のとおりであるから、原判決中、上告人X<sub>1</sub>ら及び同X<sub>7</sub>以外のその余の上告人らに関する部分並びに同X<sub>7</sub>の請求のうち固有の損害の賠償請求に関する部分を除く部分は破棄を免れず、上記破棄部分については、更に審理を尽くさせるため、本

件を原審に差し戻すべきであるが、上告人X<sub>1</sub>らの上告は棄却すべきである。

なお、上告人X<sub>7</sub>の固有の損害の賠償請求に関する上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判官名省略)

#### 声明

2014(平成26)年10月9日

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団・弁護団／泉南地域の石綿被害と市民の会／大阪泉南地域のアスベスト国賠訴訟を勝たせる会

- 1 本日午後3時、最高裁判所第一小法廷(白木勇裁判長)は、大阪・泉南アスベスト国賠1陣訴訟(原告34人・被害者26人)及び2陣訴訟(原告55人・被害者33人)の上告審において、国の責任を認める原告勝訴の判決を言い渡した。
- 2 本判決は、国の規制権限不行使について、国が、1958(昭和33)年時点で、局所排気装置の設置を義務付けなかったことは国家賠償法1条1項の適用上違法であると認定して、国の責任を認めた。
- 3 本判決は、アスベスト被害について国の責任を認めた初めての最高裁判決である。司法の頂点にある最高裁が、憲法と法令に則り、国民の生命・健康こそが至高の価値であることを確認し、国にはこれを最大限尊重して規制権限を行使する義務があることを明確に認めた意義は極めて大きい。

もっとも、本判決が、1971(昭和46)年以降の違法を認めなかったのは、その後も国の対策が不十分であり被害が発生拡大し続けたことを無視したものであり、不当と言わざるを得ない。

泉南地域では、100年間にわたって石綿原料から糸、布を作る石綿紡織工場が集中立地し、戦前は軍需を、戦後は経済成長を下支えしてきた。ところが、その陰で、石綿工場の労働者のみ

ならず、家族ぐるみ、地域ぐるみでの深刻なアスベスト被害が発生していた。国は、70年以上も前から、石綿紡織工場を対象とした自らの調査によって、深刻な被害実態を知悉しながら、アスベストの経済的有用性を最優先し、規制や対策を長期間にわたって怠った。この「国の怠慢」こそが、アスベスト被害をこれほどまで拡大した最大の原因である。泉南アスベストは、わが国のアスベスト被害の原点であり、国の誤り、怠慢の出発点でもある。

最高裁が、アスベスト被害の原点である本訴訟において国の責任を認めたことは、全国6箇所の建設アスベスト訴訟、尼崎クボタ訴訟等、国の責任を追及する訴訟に大きな影響を与える。また、泉南地域の被害救済はもとより、全国に広がったアスベスト被害について、国の責任の明確化と共に、被害救済のあり方や将来の被害防止対策の抜本的な見直しを迫るものとなる。さらには、本訴訟は国際的にも注目されており、現在もなおアスベストを使用しているアジアを中心とした国々への重要な警鐘となるであろう。

4 1陣訴訟提訴後8年半を経過する中、裁判係属中に1陣、2陣訴訟の被害者らのうち14名が亡くなり、提訴前の死亡者とあわせるとすでに6割近くの被害者がこの世を去っている。また、生存原告も日々、高齢化と病気の進行、重篤化に苦しみ、1日も早い解決を待ち望んでいる。

私たちは、国に対し、今回の最高裁判決を重く受け止め、何よりもまず、加害者として原告ら被害者に真摯に謝罪することを強く求める。その上で、国は、最高裁判決を基準に、1陣、2陣訴訟の原告らに対して、一括して速やかに賠償金を支払うとともに、原告ら以外の泉南地域の被害者救済や残存アスベストの除去等に向けた協議など、泉南アスベスト被害の全面解決に誠意を持って応じるべきである。

本日の最高裁判決は、全てのアスベスト被害の救済と対策の礎となるであろう。私たちは、世界中の心ある人々と共に、ノンアスベスト社会の実現に向けて、新たな一歩を踏み出す決意である。

2014年10月22日

塩崎厚生労働大臣談話についての

原告団・弁護団のコメント

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団・弁護団

1 塩崎厚生労働大臣は、昨日午後7時から緊急記者会見を行い、今後の方針について、別紙の「厚生労働大臣談話」を発表した。

内容は、①原告らに面会して謝罪する、②大阪高裁に差し戻しになった1陣訴訟に関しては、2陣訴訟の最高裁判決と同等の基準額で和解を申し入れ、早期の審理開始を裁判所に要請する、③最高裁判決で責任が認められた原告らと同様の状況にあった石綿工場の元労働者についても、最高裁判決に照らし訴訟上の和解の途を探るというものである。

2 上記談話及び記者会見の内容は、解決の前提として1陣差し戻し審の審理開始を待つことなく原告らに面会して直接謝罪し、そのうえで、最高裁で確定した2陣訴訟の基準で早期に1陣訴訟の和解をすることを表明し、さらに、1陣、2陣訴訟の原告以外の石綿工場の元労働者についても泉南地域の石綿工場に限定せずに救済の途を開くものであり、泉南アスベスト被害の全面解決に向けた第一歩として評価できるものである。

なお、原告ら代表への直接の謝罪は、10月27日17時30分に厚労大臣室で行うことが決まっている。

3 しかしながら、泉南アスベスト被害の全面解決に向けては、上記の談話の内容の早急の具体化や、旧石綿工場に残存するアスベストの除去、訴訟においては救済されなかった原告らの政治による救済など残された課題もあり、国が、こうした課題の解決に向けて誠実に尽力することを要請する。

4 原告団・弁護団は、引き続き全面解決に向けて全力を尽くすものであるが、ご支援いただいている皆さんには心からお礼申し上げますと共に、今後も全面解決までご支援、ご協力をお願いするものである。



# 建設アスベスト訴訟福岡地裁判決

2014年11月7日

平成23年(ワ)第4275号, 平成24年(ワ)第4492号,  
平成25年間第1433号  
福岡地方裁判所第1民事部

## 判決骨子

### 第1 被告国に対する請求について

#### 1 規制権限不行使の違法性

被告国(労働大臣)は, 昭和50年10月1日の特別化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)改正時において, 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく省令制定権限を行使して, 事業者に対して建築作業現場(屋内作業場)における建築作業に従事する労働者に防じんマスクを使用させることを罰則をもって義務付けるとともに, 石綿含有建材(石綿含有量が重量5%以下のものを含む。)への警告表示や建築作業現場(石綿含有量が重量5%以下の石綿含有建材を取り扱う建築作業現場を含む。)における警告表示(掲示)の内容として, 石綿により引き起こされる石綿関連疾患の具体的な内容, 症状等の記載, 防じんマスクを着用する必要がある旨の記載をそれぞれ義務付けるべきであり, 平成7年の特化則改正の前日(平成7年3月31日)までの間, 上記省令制定権限を行使しなかったことは, 著しく合理性を欠くものであって, 国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項の適用上違法であるというべきである。

2 労働基準法が適用される労働者以外の建築作業従事者との関係において, 上記の規制権限不行使が違法であるとは認められない。

3 原告らが主張する規制権限不行使に関するその他の事由については, 国賠法1条1項の適用上違法であるとは認められない。

### 第2 被告企業らに対する請求について

被告企業らの共同不法行為責任は成立しないから, 原告らの被告企業らに対する請求は認められない。

### 第3 被告国が原告らに対して負う責任及び損害

#### 1 被告国の責任

被告国の昭和50年10月1日の特化則改正時から平成7年の特化則改正の前日(平成7年3月31日)までの間(以下「被告国の責任期間」という。)の規制権限不行使は国賠法1条1項の適用上違法であるから, 被告国は, 上記期間内に建築作業現場のうち屋内作業場において, 労働者として石綿粉じん曝露作業に従事したこと(ないしこれらの作業により発生する石綿粉じんに間接曝露したこと)により石綿関連疾患を発症した者に対して国賠法1条1項に基づく責任を負う。

#### 2 慰謝料額の算定方法

##### (1) 基準となる慰謝料額

基準となる慰謝料額は, 原告らでない被災者が労災保険給付等を受領していることを考慮した上で, 石綿関連疾患の別等に応じて1300万円ないし2500万円とする。

##### (2) 慰謝料額の修正要素

ア 被告国の責任期間内に労働者として石綿粉じん曝露作業に従事した期間が短期間の者については, 基準となる慰謝料額を減額するのが相当である。

イ 肺がんを発症した被災者のうち喫煙歴がある者については, 慰謝料額を減額するのが相当である。

##### (3) 被告国の責任の性質を踏まえた修正

被告国が被災者に対して負うべき損害賠償義務は, 損害の公平な分担の見地から, その損害の3分の1を限度とする。

## 判決要旨

### 第1 被告国に対する請求について

1 労働基準法（昭和22年法律第49号。ただし、昭和47年法律第57号による改正前のもの。）（以下「旧労基法」という。）、安衛法（昭和47年法律第57号）（以下「安衛法」という。）に基づく規制権限不行使の違法性

#### (1) 規制権限不行使の違法性の判断基準

旧労基法及び安衛法は、使用者、事業者に対し、粉じん等による危害を防止するために必要な措置を講じる義務等を定め、これらの義務に関する具体的な内容は、労働省令、政令に委任している。これらの法の目的及び規定の趣旨に鑑みると、主務大臣であった労働大臣、内閣の上記各法律に基づく規制権限は、粉じん作業等に従事する労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することをその主要な目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものであり、労働大臣、内閣によるこのような規制権限の不行使が、具体的事情の下において、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である。

#### (2) 石綿関連疾患に関する医学的知見の集積状況

石綿粉じん曝露による石綿肺発症に関する医学的知見は、労働省の委託による昭和32年度の労働衛生試験研究の成果報告が発表された昭和33年3月頃に集積されたものと認めるのが相当である。

また、石綿粉じん曝露による肺がん及び中皮腫発症に関する医学的知見は、ILO（国際労働機関）及びIARC（国際がん研究機構）によってクリソタイルを含む全種類の石綿による肺がん及び中皮腫発症の危険性が明らかにされた昭

和47年に集積されたと認めるのが相当である。

#### (3) 規制権限不行使の違法性

局所排気装置の設置等の有効な石綿粉じん曝露防止対策が存在した石綿工場等とは異なり、建築作業現場（屋内作業場）における建築作業に従事する労働者の石綿粉じん曝露防止対策としては防じんマスクの着用が唯一有効な手段であるにもかかわらず、建築作業に従事する労働者が自主的、自発的に防じんマスクを着用することを期待できず、事業者により労働者に対する防じんマスクの着用の指示が十分に行われていなかった上、既存の規制が十分に機能しておらず、これらの規制を踏まえても事業者及び労働者による自主的な防じんマスクの着用の徹底を期待することはできなかったという事情の下においては、被告国（労働大臣）は、遅くとも昭和50年10月1日の特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）改正時において、安衛法に基づく省令制定権限を行使して事業者に対して上記の労働者に防じんマスクを使用させることを義務付けるとともに、これに違反した場合の罰則を定めるべきであり、平成7年の特化則改正の前日（平成7年3月31日）までの間、上記省令制定権限を行使しなかったことは、著しく合理性を欠いているというべきである。

また、上記のとおり、防じんマスクの着用の義務付けに係る直接的な規制が不十分であったという事情の下においては、建築作業に従事する労働者の防じんマスク着用に係る規制の実効性を高めるための補助的、補完的手段として、労働者が、自らが使用する建材の石綿含有の有無や石綿粉じん曝露作業により石綿関連疾患を発症する危険性があることを認識させることが重要であり、被告国（労働大臣）は、安衛法に基づく省令制定権限を行使して、①昭和50年10月1日以降、重量5%以下の石綿含有製品等（石綿含有建材）について警告表示の規制の対象とせず、その表示の内容として、石綿により引き起こされる石綿関連疾患の具体的な内容、症状等の記載及び石綿粉じん曝露作業に従事する際に

は必ず防じんマスクを着用する必要がある旨の記載を義務付けず、また、②昭和50年10月1日以降、石綿含有量が重量5%以下の石綿含有製品等（石綿含有建材）を取り扱う建築作業現場を警告表示（掲示）の規制の対象とせず、上記①と同様の警告表示（掲示）を義務付けなかったことは、著しく合理性を欠いているというべきである。

以上によれば、被告国（労働大臣）が、昭和50年10月1日の特化則改正時以降平成7年の特化則改正の前日（平成7年3月31日）までの間、上記のとおり事業者に対して労働者に防じんマスクを使用させることを罰則をもって義務付けず、石綿含有建材（石綿含有量が重量5%以下のものを含む。）への警告表示や建築作業現場（石綿含有量が重量5%以下の石綿含有建材を取り扱う建築作業現場を含む。）における警告表示（掲示）の内容として、石綿により引き起こされる石綿関連疾患の具体的な内容、症状等の記載、防じんマスクを着用する必要がある旨の記載をそれぞれ義務付けなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法であるというべきである。

- (4) 労働基準法（以下、昭和47年法律第57号による改正前後により区別しない場合には単に「労基法」という。）が適用される労働者（以下「労基法適用労働者」という。）以外の建築作業従事者に対する規制権限不行使の違法性

労基法適用労働者以外の建築作業従事者との関係において、上記(3)の規制権限不行使が国賠法1条1項の適用上違法であるとは認められない。

- 2 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下「労災保険法」という。）に基づく規制権限不行使の違法性

労災保険法とは本来の異なる安衛法に基づき規定された労働安全衛生規則等の規定と同様の健康障害防止のための規定を、安衛法の適用がない労災保険の特別加入者について定めることは労災保険法の委任の範囲を超えるものというべきであり、労災保険法に基づく被告国の規制権限不行使が労災保険に特別加入する労基法適用労働者以外の建築作

業従事者との関係において違法であるとは認められない。

- 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「建基法」という。）に基づく規制権限不行使の違法性

- (1) 建基法2条7号ないし9号に基づく指定、認定に関する違法性

建基法2条7号ないし9号は建築物の建設、解体等の施工過程における建築作業従事者の生命、健康を保護しているものと解することはできないから、内閣又は建設大臣等が、①建基法2条7号ないし9号に基づき石綿含有建材を使用した構造又は石綿含有建材を耐火構造等として指定、認定し、又は既に行った指定、認定を取り消さなかったこと、②施工方法に関する条件を付すことなく、建基法2条7号ないし9号に基づき、石綿含有建材を使用した構造又は石綿含有建材を耐火構造等として指定、認定したことが被災者らとの関係において国賠法1条1項の適用上違法であるということとはできない。

- (2) 建基法90条に基づく規制権限不行使の違法性

建基法90条の「危害」には、専ら工事現場内の建築作業従事者に固有に生じる安全、衛生上の危害を含むと解することはできず、同条に基づき内閣が専ら建築工事現場内の建築作業従事者の安全及び衛生を保護する観点から建築作業従事者に生じる固有の危害を防止するための措置を講じるべき政令を制定する義務を負うものと認めることはできないから、安衛法に基づく労働者の生命、健康を保護するための規制と同様の技術的基準を制定しなかったことが国賠法1条1項の適用上違法であるということとはできない。

- 4 毒劇法に基づく規制権限不行使の違法性

石綿を、毒物法上の「劇物」と定めて同法の規制対象とすることは同法による政令への委任の範囲を超えるものというべきであり、被告国には、毒劇法に基づき政令により石綿を「劇物」と定める義務はなく、これに基づく規制権限を行使しなかったことが国賠法上1条1項の適用上違法となる余地はない。

## 第2 被告企業らに対する請求について

民法719条1項前段に基づく共同不法行為責任に関する主張については、主位的主張、予備的主張いずれについても、関連共同性が認められないから、共同不法行為責任は成立しない。

また、民法719条1項後段の適用に基づく共同不法行為責任に関する主張については、主位的主張、予備的主張いずれについても、被告企業ら以外の者によって各被災者の損害がもたらされたものではないことの証明がされたものと認められないから、共同不法行為責任は成立しない。

民法719条1項後段の類推適用に基づく共同不法行為責任については、個別の被災者が従事する建築作業現場において石綿粉じん曝露する可能性のある状態に置かれた石綿含有建材を製造販売した企業を共同行為者として原告側において特定していない以上、類推の基礎を欠くから、主位的主張、予備的主張いずれについても、共同不法行為責任は成立しない。

## 第3 被告国が原告らに対して負う責任及び損害

### 1 被告国の責任

被告国の昭和50年10月1日の特化則改正時から平成7年の特化則改正の前日（平成7年3月31日）までの間（以下「被告国の責任期間」という。）の規制権限不行使は国賠法1条1項の適用上違法であるから、被告国は、上記期間内に建築作業現場のうち、屋内作業場において、労働者として石綿粉じん曝露作業に従事したこと（ないしこれらの作業により発生する石綿粉じんに間接曝露したこと）により石綿関連疾患を発症した者に対して国賠法1条1項に基づく責任を負う。

### 2 責任期間外の曝露期間が一定期間以上ある被災者の石綿関連疾患発症と被告国の規制権限不行使との間の因果関係について

石綿粉じん曝露による石綿肺、肺がん、中皮腫という石綿関連疾患の発症については、曝露量が多くなるに従ってその発症の危険性は高まるのであり、被告国の責任期間内に労働者として石綿粉じん曝露作業に従事していた者については、この期間の石綿粉じん曝露により石綿関連疾患を発症する危険性が高まっているものと

認められ、被告国の責任期間外の石綿粉じん曝露と不可分一体となって石綿関連疾患を発症したものと推認することができ、被告国の責任期間外のみ石綿粉じん曝露によって石綿関連疾患を発症したものと認めることはできない。

### 3 慰謝料額の算定方法

#### (1) 基準となる慰謝料額

基準となる慰謝料額は、原告らでない被災者らが労災保険給付等を受領していることを考慮した上で、以下のとおりとする。

- ① 石綿肺（じん肺管理区分の管理2）で合併症あり 1300万円
- ② 石綿肺（じん肺管理区分の管理3）で合併症あり 1800万円
- ③ 石綿肺（じん肺管理区分の管理4）、肺がん、中皮腫 2200万円
- ④ 石綿関連疾患による死亡 2500万円

#### (2) 慰謝料額の修正要素

ア 被告国の責任期間内に労働者として石綿粉じん曝露作業に従事した期間が短期間の者については、10%から70%の範囲で基準となる慰謝料額を減額するのが相当である。

イ 肺がんを発症した被災者のうち喫煙歴がある者の慰謝料を定めるにあたっては、慰謝料額の10%を減額するのが相当である。

#### (3) 被告国の責任の性質を踏まえた修正

被告国の責任は事業者の責任を補完する二次的なものにとどまり、事業者の責任に対して補充的なものであるといわざるを得ないことや、被告国は、不十分ではあるものの石綿関連疾患発症防止のための規制権限を一定程度行使してきたものであり、被告国の規制権限不行使が違法と評価される部分は一部に限定されていること、被告国の規制権限不行使がなければ被災者の被害がすべて回避できたとは認められないこと等の事情を総合考慮すると、被告国が被告国の責任が肯定される被災者に対して負うべき損害賠償義務は、損害の公平な分担の見地から、それぞれの損害の3分の1（計算上端数がある場合は円未満を切り捨てる。以下同じ。）を限度とするのが相当である。

## 九州建設アスベスト訴訟福岡地裁 判決に対する声明

2014年11月7日  
九州建設アスベスト訴訟原告団・弁護団  
九州建設アスベスト訴訟を支える会

1 本日、福岡地方裁判所第1民事部は、九州建設アスベスト訴訟において、国の責任を認める原告勝訴の判決を言い渡した。

本訴訟は、建設現場で働く中で、建材から生じたアスベスト粉じんにとさらされ、石綿肺、肺がん、中皮腫などの深刻な病を患った建設作業従事者やその遺族が、石綿含有建材を製造販売した建材メーカー企業と規制を怠った国に賠償を求めたものである。本判決は、全国6か所で闘われている建設アスベスト訴訟のうち、2012年の横浜地裁判決、東京地裁判決に続く3番目のものであり、東京地裁判決に続いて国の責任を認めたものである。また、アスベスト被害についての国の責任を認めた判決としては、最高裁判所として初めてこれを認めた先月9日の大阪・泉南アスベスト国賠訴訟判決に続くものである。

2 本判決は、被告企業らの共同不法行為の成立を認めず、企業の責任を否定するという極めて不当な判断を行った。

本判決は、共同不法行為責任を認めるためには、被災者ごとに、共同不法行為者たる加害企業範囲を特定する必要がある、その範囲外の者によって被害がもたされたものではないことの証明を要求している。

しかし、本件の被災者は、長年にわたり多数の建設現場で就労したために、建材メーカーが警告表示を怠ったこととも相まって被害の原因となった建材やその製造企業を特定することは不可能である。本判決はこのような実態から目を背け、被害者に不可能な立証を強いる判断枠組みをとってのものであって、断固として容認できない。

3 本判決は、東京地裁判決に続いて、建設アスベスト被害に関する国の責任を認めた。

本判決は、労働大臣は、遅くとも1975(昭和50)年10月1日の時点で、防じんマスクの着用や適切な警告表示を義務付けるといった規制権限を行使するべきであり、その不行使は、安衛法の趣旨、目的に照らし、著しく不合理であって、国賠法1条1項の適用上違法であると認定した。本判決は、国の規制権限不行使が違法となる時期を1975(昭和50)年とした点で、東京地裁判決の内容を前進させている。

しかし、他方で、本判決は、一人親方をはじめとする「労基法適用労働者以外の建設作業従事者」については、賠償の対象に含まれないとした。国がその権限を適切に行使していれば一人親方らの被害も防ぐことができたという実態を直視しておらず、上記判断の不当性は明らかである。

4 このように、本判決は、国の責任を明確に認めた点に意義を有する。他方で、被告企業の共同不法行為責任の成立を否定した点、一人親方に対する国の責任を否定した点は不当な判断である。

しかし、危険な石綿含有建材を流通させて被害を発生させ、多くの利潤を得た被告企業らが被害救済に責任を負うべきこと、建設現場で労働者と同様に就労して石綿関連疾患を患った一人親方が救済されるべきことは何ら揺るがない。

アスベスト関連疾患による労災認定者の過半数は、原告らに代表される建設作業従事者で占められており、今後も建設作業従事者のなから重篤なアスベスト被害者が多数発生することが確実である。アスベスト関連疾患は極めて予後が悪く、原告らの「生命あるうちの解決を」の願いは切実である。国(及び被告メーカー)は、本判決を真摯に受け止め、本件を早期に解決すべく、「建設アスベスト被害者補償基金」を創設するべきである。また、石綿救済法を抜本的に改正し、救済内容を充実させるとともに、「石綿対策基本法」を制定し、被害予防を含む総合的なアスベスト対策を推進するべきである。

我々は、全国の被災者や心ある人々と連帯して、アスベスト被害者の全面救済とアスベスト被害根絶を果たすまで闘い抜く決意である。

ドキュメント

# アスベスト禁止をめぐる世界の動き



## ヘルシンキ・クライテリア2014年版：勧告（抄）

Helsinki Criteria 2014

アスベスト、石綿肺、及びがん、診断及び原因判定に関するヘルシンキ・クライテリア2014年版：勧告

### はじめに

アスベストの使用はいくつかの工業化諸国では禁止されているものの、多くの労働者がアスベスト修理及び除去作業に曝露され続けており、また、様々な新興工業国や急速開発途上国でアスベストはいまなお幅広く使用されている。直近の世界保健機関(WHO)の推計によれば、毎年107,000人をこす人々が、労働における曝露の結果として、アスベスト関連肺がん、中皮腫、及び石綿肺によって死亡している。アスベスト疾患の流行はけっして終わっていないのである。

1997年にヘルシンキにおいて「アスベスト、石綿肺、及びがん」に関する会議が開催され、8か国から19人の参加者によって構成された。この会議の目的は、「アスベストに関連する疾患について議論し、アスベストに関する診断及び原因判定についての最新の基準について合意する」ことであった。また、アスベスト曝露労働者のサーベイランスに関

する問題も議論された。その結果として作成されたコンセンサス・レポートは、「アスベスト、石綿肺、及びがん：診断及び原因判定に関するヘルシンキ・クライテリア」と題された（このレポートでは短縮した名称「ヘルシンキ・クライテリア」または「クライテリア」を用いる）。アスベスト関連疾患の放射線学及びスクリーニングにおける新たな進展に関する、フォローアップ専門家会議が2000年にヘルシンキで開催された。

このレポートは、研究の新たな進展の観点から、1997年及び2000年のヘルシンキ・クライテリア文書をアップデートするために、フィンランド労働衛生研究所(FIOH)によって組織されたプロジェクトの結果を要約するものである。クライテリアのアップデートに取り組む国際的専門家グループにおける、2014年2月10-13日のフィンランド・エスポーにおける会議の結論を示すものである。

### 1997年ヘルシンキ・クライテリアの勧告

以下において、筆者らによる解説とともに、1997年（放射線学については2000年）ヘルシンキ・クライ

テリアの勧告を引用する。

## 全般的事項

「一般的に、信頼できる作業歴こそが、職業性アスベスト曝露のもっとも現実的かつ有用な量を提供する」。「構造化された質問用紙やチェックリスト、訓練されたインタビュワーを活用することによって、著しいアスベスト曝露に対応する作業歴のある者を確認することができる」。「繊維・年/cm<sup>3</sup>として表現される累積繊維量は、アスベスト曝露の重要なパラメーターである」。

「肺組織のアスベスト繊維及びアスベスト小体分析は、作業歴を補完するデータを提供することができる」。

「臨床目的のために、アスベスト粉じん曝露の高度の蓋然性を有する者を確認するために、以下のガイドラインが推奨される。

- ・乾燥肺1g当たり10万本超のアンフィボル繊維(5μm超)、または
- ・資格のある試験室における電子顕微鏡による測定で、乾燥肺1g当たり100万本超のアンフィボル繊維(1μm超)、または
- ・乾燥肺1g当たり1,000本超のアスベスト小体(湿潤肺1g当たり100本超のアスベスト小体)、または
- ・資格のある試験室における光学顕微鏡による測定で、気管支肺胞洗浄液1ml当たり1本超のアスベスト小体。

各々の試験室は、独自の基準値をもつべきである。」

## 石綿肺

「石綿肺は、アスベスト粉じん曝露の結果としての肺のびまん性間質性線維症と定義される」。石綿肺の臨床的または組織学的いずれの特徴も、アスベスト曝露歴または肺組織におけるアスベスト繊維またはアスベスト小体のレベル増加の検出なしに自信のある診断をできるほど十分に、他の原因による間質性線維症と異なっていないことに注意。

「石綿肺は、一般的に、相対的に高い曝露レベルと関連している」。しかし、軽度の線維症は、より低い曝露レベルでも生じる場合があり、組織学的に

検出可能な石綿肺は、放射線学基準が満たされない状況においても生じる場合があることに注意。

「石綿肺の組織学的診断」には、技術的に適切に処理された肺試料における「びまん性間質性線維症の確認に加えて、1cm<sup>2</sup>の断面積をもつ組織中に2本以上のアスベスト小体の存在、または、同じ試験室で石綿肺について記録された範囲におさまる非被覆アスベスト繊維数の計測が必要である」。また、まれな場合に、アスベスト小体の存在なしに石綿肺が生じる場合があり、そのような事例は非被覆繊維の負荷によってのみ識別可能であることに注意。さらに、アスベスト小体またはアスベスト繊維のレベル増加のない、クリソタイル起因の石綿肺の事例もあり得るが、これは不確かであることにも注意。

「異なる研究の間に合理的な比較可能性をもたらすためには、組織学的診断及び石綿肺の等級付けのための標準化されたシステムが必要である。CAP-NIOSHシステムのRoggli-Prattによる修正が推奨される」。

## 胸膜疾患

「胸膜プラークは、典型的には壁側胸膜の、限局性領域の線維性肥厚をいう」。「プラークが固有ではない領域においては、放射線学的に明瞭なプラークの80～90%は、職業性アスベスト曝露に起因するものである」。

「びまん性胸膜線維症は」、主として臓側胸膜にかかわる、「可変細胞質の非限局性線維性肥厚をいう」。それは、「高い確率で浸出を伴う良性アスベスト胸膜炎の結果である。びまん性胸膜肥厚が円形無気肺に伴う場合があり、軽度またはまれに中等度や重度の拘束性肺障害に伴う場合もある」。

様々な発生源からの「低い曝露が、胸膜プラークを引き起こす可能性がある。びまん性胸膜肥厚については、より高い曝露レベルが必要かもしれない」。

## 中皮腫

「良性または悪性の不確かなある種の組織学的タイプの中皮腫(例えば、多嚢胞性中皮腫、良性

乳頭中皮腫)を例外として、すべてのタイプの悪性中皮腫は、アスベストに起因する可能性があり、アンフィボールはクリソタイルよりも高い発がん作用を示す」。

アスベスト曝露を原因と判定するための要件及びそれに関する説明については、

- ・「実施する試験室にとってのバックグラウンド範囲をこえる肺繊維数の計測」。これは、先に「一般的事項」で述べた、労働におけるアスベスト粉じん曝露の高度の蓋然性をもつ者に関する閾値とは異なり、それよりも低い。
- ・「または、アスベストに関連した組織の損傷の放射線学的または病理学的証拠の存在(例えば、石綿肺または胸膜プラーク)」
- ・「または、異常なアスベスト含有の組織病理学的証拠(例えば、肺の組織切片中のアスベスト小体)が、ある中皮腫事例を、蓋然性のベースでアスベスト曝露に関連づけるのに十分である。

そのようなマーカーを欠く場合、著しい職業、家庭内または環境曝露が、原因とするのに十分であろう。腹膜中皮腫は、胸膜中皮腫よりも相対的に高いレベルのアスベスト曝露と関連しているという証拠がある。」

「職業的原因論の評価にあたっては、以下の点を考慮する必要がある。

- ・「中皮腫の大多数はアスベスト曝露によるものである。
- ・「中皮腫は、低いアスベスト曝露の事例で生ずる場合もある。しかし、非常に低いバックグラウンドの環境曝露は、きわめて低いリスクをもたらすだけである。
- ・「中皮腫患者の約80%は、アスベストへの何らかの職業曝露があり、したがって注意深い職業及び環境歴がとられるべきである。
- ・「短時間または低レベルのアスベスト曝露であっても、中皮腫について職業関連性と診断するのに十分であると考えられるべきである。
- ・「大部分の事例で潜伏期間は10年よりも長い(例えば、30~40年のオーダー)が、中皮腫をアスベスト曝露起因とするためには、初回曝露から最低10年が必要である。

- ・「喫煙は、中皮腫のリスクに影響をもたらさない。」

### 肺がん

アスベスト曝露に関連する肺がんのタイプに関しては、「4つの主要な組織学的タイプ(扁平上皮、腺、大細胞及び小細胞)すべてが、アスベストと関連している可能性がある」。また、肺内の腫瘍の位置は、起因性の判定にあたって重要ではない。

「原因を判定するためには、因子(アスベスト)が疾病を引き起こした、または、著しく寄与したという、蓋然性に関する合理的な医学的現実性が必要である」。アスベストへの曝露の増大もリスクを増加させ、「したがって累積曝露が、蓋然性に基づいて、肺がんリスクに対するアスベストによる著しい寄与の当てはめについて、主要な基準とみなされるべきである」。

1繊維/cm<sup>3</sup>/年(繊維年)の累積曝露あたり4%のリスク増加という推定を用いて、「25繊維-年の累積曝露が、肺がんのリスクを2倍高めると推計され、石綿肺の臨床例も同程度の累積曝露で生じる可能性がある」。

「肺がんの2倍のリスクは、乾燥肺組織1g当たり200万本のアンフィボール繊維(5 $\mu$ m超)、または乾燥肺組織1g当たり500万本のアンフィボール繊維(1 $\mu$ m超)の貯留繊維レベルと関連がある。この肺線維負荷は、乾燥肺組織1g当たり5,000~15,000本のアスベスト小体、または気管支肺胞洗浄液1ml当たり5~15本のアスベスト小体とおおよそ等しい」。しかし、コンセンサス・レポートの別の場所で、これらの手法が標準化されていないことから、各々の試験室が独自の基準値を確立すべきであるとされていることに注意。

クリソタイルのクリアランス率が相対的に高いことから、「職業歴(曝露の繊維年)の方がおそらく、繊維負荷分析よりも、クリソタイルによる肺がんリスクのよりよい指標である」。「石綿肺の存在は、高い曝露の指標のひとつである。石綿肺はまた、アスベストによるものをこえて肺がんのリスクをさらにいくらか高めている可能性がある」。

「胸膜プラークは、アスベスト繊維への曝露の指

標である。胸膜プラークは低いレベルの曝露と関連している可能性があることから、肺がんの原因をアスベストに帰属させるには、著しいアスベスト曝露の職業歴またはアスベスト繊維負荷の量によって支持されなければならない」。すなわち、胸膜プラーク単独では、肺がんの原因をアスベストに帰属させるのに不十分である。

「両側性びまん性胸膜肥厚は、石綿肺の例にみられるように、中等度または高度の曝露と関連していることが多く、したがって原因の帰属に関して考慮されるべきである」。すなわち、このタイプの胸膜肥厚は、曝露に関して石綿肺に「近い」とみなされる。

「肺がんの原因をアスベストに帰属させるためには、初回曝露から10年の最低潜伏期間が必要である」。

「原因判定のためには、曝露基準のすべてを満たす必要はない」。例えば、作業歴が不明でも繊維またはアスベスト小体計測数が高いことが考慮されるべきである。

「タバコの喫煙は肺がんリスク全体に影響を与えるものの、この影響は、アスベスト曝露に起因する肺がんのリスクから注意をそらすものではない。本レポートでは、アスベスト曝露とタバコ喫煙の相対的寄与率を割り当てようという試みはなされてい



# 住民石綿健診事業の変質許さず 来年度からの試行調査について申し入れ

2014年3月17日の第24回石綿の健康影響に関する検討会では、本年度で終了する「第2期健康リスク調査」に代えて、来年度から「石綿健診（仮称）の事業化を見据え、実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査」として実施することが確認された。また、これを「概算要求できるような形にしていいため（夏頃まで）に第25回検討会を開催」することとされた。さらに4～5月に、全国の市区町村の状況把握のために、「石綿健康被害等に関するアンケート調査」も行われた。（7月号参照）

しかし、第25回検討会はいまだ開催されていない。一方で、平成27年度概算要求には、以下の内容の「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」として2億1,300万円が計上されたことがわかっている

（前年度1億7,200万円から4,100万円増）。

## 1. 事業の必要性・概要

石綿の健康リスク調査（平成18年度～）により、石綿取扱い施設の周辺住民に対して、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施し、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見の収集に努めてきた。これまでに得られた知見に基づき、今後の取組等について「石綿の健康影響に関する検討会」において検討を行った結果、平成26年3月にその報告書が取りまとめられ、「平成27年度以降は、従来のように、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿健診（仮称）の実施に伴う課題等を検討するためのフィー

2014年10月10日

環境大臣 望月義夫殿

石綿の健康リスク調査(以下、リスク調査)にかえて来年度から実施されようとしている  
「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」(以下、試行調査)の  
現計画撤回→抜本の見直しを要求します

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会  
アスベスト被害地域住民ネットワーク  
アスベスト患者と家族の会尼崎支部  
泉南地域の石綿被害と市民の会  
河内長野アスベスト被害者とその家族の会  
アスベスト患者と家族の会奈良支部  
アスベストに関する地域住民の会(岐阜羽島)  
旧朝日石綿住民被害者の会(横浜鶴見)  
(事務局:石綿対策全国連絡会議)

貴省による石綿対策のひとつとして実施されてきましたリスク調査が、来年度より試行調査として計画されています。

リスク調査は、多くの労災認定者を出した石綿事業場、特に、周辺住民の石綿被害が認められた七地域を対象に実施され、被害実態の一部を確認するとともに、石綿関連所見が明確で、リスクの大きい周辺住民等の健康管理対策となってきました。

私たちは、こうした周辺住民等、すなわち労働者以外の健康管理対策は、「石綿被害の国家的広がり」、「その広がりをもたらした政策的遅れ」、「原因企業の多くが消滅している」との観点から、政府による健康管理制度がおこなわれるべきものとして、その実現をこれまで要求してきました。

リスク調査に参加している自治体からも同趣旨の要請が毎年行われてきました。

ところが、試行調査は、こうした要求に反する内容となっていますので、これについて、下記の通り、抜本的な見直しを行い、リスク調査の内容、検査水準を維持し、「自己負担・自治体負担無し」とするよう強く要求します。

ジビリティ調査として位置づけることが考えられる」とされた。

これらを踏まえ、かつて石綿取扱い施設が稼働していた地域等において、石綿ばく露者を対象に、胸部CT検査等による健康管理を試行する。試行と併せて、ヒアリング等を実施し、対象者の選定、検査頻度の適正化、既存の検診制度との連携等に関する実務的な課題を抽出するほか、受診者の放射線被ばく量の低減も含め、効果的・効率的に健

康管理を実施するための対応方策等について調査・検討を行う。また、中央環境審議会の二次答申を踏まえ、過去に調査対象地域に居住していた者が、転居先の最寄りの医療機関(アスベスト疾患センター設置病院)で検査を受けられる体制を整備する。加えて、平成26年度までの健康リスク調査で得られたデータを基に、調査対象地域における石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況を、年齢、性別、石綿ばく露歴等を考慮した上で取りまと

#### 1) リスク調査と同様に、費用の全額を国の負担とすること

試行調査は、自治体が発行している肺がん検診を活用することとなり、自治体と受診者への費用負担を強いることを基本としています。これは、石綿被害について国の責任を無視しており、同時に、リスク調査の成果を踏まえない暴挙です。また、有所見者に対する精密検査の費用について、試行調査ではCT検査のみ国負担とし、ほかは、医療保険を使用し自己負担する、とすように変更されます。しかし、調査対象者からの疾病発生についての把握は今後も重要な知見であり、継続的に、精密検査費用について国の負担で実施するべきです。

#### 2) 毎年のCT検査を認めること

リスク調査で確認・発見された周辺住民等の石綿関連所見有所見者は、工場労働者なみの所見を持つ方が多数います。同様のばく露を受けたとしても所見の現れ方は大きな幅がありますから、所見のない方も所見のある方とあわせて、石綿による健康リスクが高い方々として健康管理対象者とされるべきです。胸部CT検査が胸部直接撮影レントゲン検査に比してはるかに胸膜ブランク所見の発見率が高く、その他の石綿関連疾患でも発見率の高い場合がみられるため、リスク調査において胸部CTの実施が必須ですから、ハイリスクである調査対象者には、今後も、毎年のCT検査実施を原則として認めるべきです。

#### 3) 労働者以外の石綿健康管理制度の確立すること

労働者以外の石綿被害者が多数存在していることは、石綿救済法による認定状況をみれば明かです。リスク調査は石綿疾病予備軍たるハイリスクの方々が存在していることを部分的にではあれ、明らかにしました。最近明らかになった大阪市西成区（石綿工場周辺被害）、堺市の事例（麻袋再生業者家族、周辺住民被害）は、「リスク調査の対象となっていないところに、石綿ばく露が明かだが、石綿救済法の対象疾患を発症するまでは何の対策も取られない方々が未だに多数存在していること」を示しました。こうした現状に対して、国は早急に、労働者の石綿健康管理制度と同様な制度を確立するべきです。

#### 4) 周辺住民への石綿の影響をより具体的に確認するための情報の分析を継続・深化すること

めるなど、収集された知見を分析・総括する。

#### 2. 事業計画(業務内容)

- (1) 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査→平成27～31年度
- (2) 一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査→平成27年度

#### 3. 施策の効果

効果的・効率的な健康管理を実施することにより、(1)石綿ばく露地域の住民の不安の解消、(2)

石綿関連疾患の早期発見・早期治療、(3)石綿健康被害救済制度等による早期の救済・支援に資する。

環境省は、検討会を開かずに、8月末に健康リスク調査実施自治体及びアンケート調査でフィージビリティ調査への参加の意向を示した自治体の担当者と呼んで説明を行った模様である。①既存の肺がん・結核健診を利用して行う、②初回について



環境省に対する要請行動、左が環境省－左から眞鍋警石綿健康被害対策室長、北島智子環境保健部長

はこれまでどおりCT検査を行うが継続調査参加者には行わない、③読影等を行う専門検討会にかかる費用は出す等という説明を受けた、自治体担当者からは反対・反発の声が相次いだようだ。しかも環境省は、聞いた内容を口外しないよう口止めしたようだ。

話を聞きつけ、近藤昭一衆議院議員に事務所に環境省石綿健康被害対策室の担当者呼んでもらって説明を聞いたところ、まさに危惧していたとおりの内容だった。既存の肺がん・結核健診の活用という形式の変化にとどまらず、自治体及び受診者の負担が発生するうえに、曝露状況の聴取や検査等の内容もグレードダウンすることは明らかであった。より根本的なところでは、環境省がアスベスト問題から撤退しようとしているシグナルとも受け取れたのである。環境省はすでに石綿健康被害救済法の拠出金率を引き下げ、泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決も環境行政の責任は免罪されたものと受け止め、さらに住民の健康管理

も、曲りなりにも国の責任のもとで行われてきた健康リスク調査から、自治体任せに変質させようとしているのではないか。

健康リスク調査が実施されている地域の住民団体が石綿対策全国連絡会議を窓口にして共同行動を積み重ねてきたアスベスト被害地域住民ネットワーク及び中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の連名で急ぎ、10月10日に環境省環境保健部長、石綿健康被害対策室長らに直接要請する場が設定された。要請書の内容は、別添のとおりである。

結果的に環境省の回答は、「現時点ではまだ何も確定していない。自治体からも様々な意見を聞いているので、皆さんからいただいた意見も含めて検討して決めていきたい」ということであった。

とはいえ、すでに概算要求がなされ、来年度実施する事業であるから、油断することはできない。石綿にばく露した住民の健康管理が変質・後退しないよう監視していく必要がある。



# ISOは基準テストに失敗しつつある

## ISO●国際労働組合総連合が警告

労働安全衛生を下支えする基準はよいこと、これは正しいか？正しい—しかし、それがよいものであればである。国際標準化機構 (ISO) によってでっちあげられた草案はよいと言うにはほど遠い—と国際労働組合総連合 (ITUC) 書記長シャラン・パロウは警告する。

ISOは、2013年に独自の労働安全衛生マネジメント・システムの国際基準—ISO45001—策定をすすめることを決定したときに、様々なセンシビティーターがあることを知った。

「労働基準や方針・計画の立案に社会パートナーの見解がしっかり反映されるようにするために、労働者、使用者及び政府に同等の発言権を与えている」—国際労働機関 (ILO) は早い段階で、はるかに透明性の低いISOがそのつま先を踏みつけるべきではないという立場を明らかにした。ITUCを先頭とした労働組合も同様に警告を発し、ISOの侵入に断固反対した。

ISOは結局のところ、一人の労働安全衛生の専門家にも委任していないし、専門家の意見を聞かなければならないともしていない。そのメンバーシップは、各国の基準制定団体に限定さ

れている。国レベルのそれら団体は、労働組合や使用者の発言を許すかもしれないが、ISOと同様に、「消費者」向けの基準を制定するように構成されている。ISO45001基準のために議長と事務局を提供したイギリス規格協会 (BSI) は、1万以上のメンバーを擁しているが、そのウィットジュリストに労働安全を載せているものはわずかしかない。

ILOは、まったく同様に、その基準は「コンセンサスに基づいたアプローチと関係者の意見を考慮して」策定されていると言う。しかし、そこには限界がある。ITUCは現在、安全マネジメントと持続可能な調達に関するちよどふたつのISO基準草案について「連絡をとっている」。国際使用者連盟 (IOE) も同様に、安全マネジメントと人材マネジメントのふたつの基準について連絡をとっている。

世界的使用者団体であるIOEは、ISO基準の草案は、「著作権で保護」され、「IOE、ILOやITUCなどのオブザーバー団体は、意見を述べることはできるが、国の委員会の代表がそうしているのに投票権をもっていない」と指摘している。使用者と労働組合—労働安全衛生マネジメント・

システムや労働に関連した諸問題に関わっているふたつの重要な代表—が、たんなる部外者として置き去りにされて、まれにしかその意思決定過程において意見を求められていない。

基準策定のプロセスが開始するにあたって、ILO基準の諸条項を「尊重及び支持」し、それらと矛盾しないようISOに求める覚書 (MOU) が、ISOとILOとの間で交わされた。「意見の不一致があった場合には」、ILO基準がISO草案に優先し、したがって再検討される必要がある。この合意のもとに、2016年末の実施期限に向けて作業を開始することができたのである。

労働安全基準へのISOの導入だけが、合意にしたがったかたちでは行われなかった。2014年7月1日のISO基準45001の最初の草案は、「国際労働基準を尊重も支持もしていない」と感じたILOを明らかにいらだたせた。「有料の草案の代わりに—ISOに気前よく38スイス・フラン渡せばちらっと見ることができる」というのは、既存の政府が批准したILO基準を含む「国際規範や多くの国の国内法」と相いれないものである。当然のこととしてILOは、MOUにある「相互関与を満たす」ようISOに求めた。

ILOとITUCの意見が一致した関心事のリストで上位にあるのが、ISOが、「行動に基づいたアプローチ [behaviour-based approach]」を促進し、責任ある労働衛生マネジメントを労働者のせいにするシステム [blame-

the-worker system]にとって代えようとしていることである。行動安全は、職場の安全衛生問題を解決せず、それらを覆い隠す。マネジメントの解決策ではなく、労働者のスケープゴートをみつけだすものである。

ILOは、ILOが労働安全衛生基準を策定する場合には「第一義的關係者」である労働者が、「現在の草案では見えないに近い」。労働者参加の要求事項は、労働安全衛生方針に含まれるべき重要事項に関する付録から完全に消えている。

安全でより健康的な職場を実現するうえでの「労働者代表」の認められた役割も、「適切な場合には」が追加されて薄められたその関与への言及ひとつだけという、ISO流取り扱いをされている。労働者の声が必要ではないことを確実に知らせるために、ISOのリーダーたちは、「代表」の両側に括弧をつけた。もうひとつ草案から消えたものは、国際的に認められ、法的に確立された、職場安全に関する使用者の第一義的義務であり、「マネジメント責任」への言及も切り取られた。リスクの根絶をリストのトップにした、管理のヒエラルキーを支持する文章も、改ざんされてしまっている。草案に追加された「計画、実行、評価、改善[PDCA]」モデルには、労働者が、受動的な受け取り手である—マネジメントの決定の—被害者に不可避的になることも多い、以外の何かをするために仕事をするための計画は含まれていない。

ISOの新しい基準のもとでは、企業の経営者は、無責任と結合した絶対的管理を有することになるだろう。それは、現代的な安全法や誰からも認められた効果的な労働安全衛生マネジメントの慣習とは相いれないアプローチである。ISOに助言した専門家たちはそのことを知っていた。しかし、コンセンサスを忘れており、ISOは検閲官として行動しつつある。

ILOの労働安全衛生基準は完全なものではないが、開かれたプロセスや政府、使用者、労働組合間の情報に基づいた議論は、責任あるマネジメント・アプローチや労働者参加のような問題は論争にならないことを意味している。行動安全は問題外である。これは、すべての関係者は議論に加わるだけでなく、決定にも関わるからである。ISOはそこから多くのことを学ぶべきである。

ISOがこのような嘆かわしい草案に迷い込むへまをしでかした理由は、ふたつの要因による。ひとつは、草案を起草するISOの委員会における政府—労働組合—使用者の三者の関与の不在である。それは、最初にISOが受け入れ、「問題だった」とされてすぐに無視されたアプローチである。草案をたたいて作り出したワーキンググループに関わった83人のうち、4人だけが労働者団体からのものであった。

もうひとつの問題は、ISOがいかなるかたちでも意見を聞いていないことである。現在示されている草案のテキストは、ILOや

ITUCが仰天するほどに、著しくかつ一方的にISOによって修正されたものであり、専門家らとILOが合意した内容を変更または覆している。

ISOの自己宣伝する「コンセンサス」アプローチは、ILOとの合意を尊重しなかったことにより損なわれ、労働安全衛生マネジメント・システムに直接の利害をもつ者によって反対される基準をゴリ押しする、われわれは最善を知っている[we-know-best] 式の試みによって信頼を失った。それはプロセスを無意味にしてしまった。また、成果物をよくて無意味、悪ければきわめて有害なものにしてしまっている。

それが職場安全基準についてであれば、有害さは一大事になる。有害さは、より不安全で、不健康な職場とより多くの死傷者を意味している。

内部関係者は、基準策定プロセスをコーディネートしたBSIが各国の基準団体に、ILOその他によって提起された問題を無視し、現在の致命的欠陥のあるISO草案を推し進めるよう主張していることを憂慮している。

何かするための時間はまだある。現在のISO基準草案を続行するかどうかに関するISOメンバーによる投票は、10月18日に終了する。あなたの国の基準団体は、たんに基準に「No」と言うだけでなく、影響を与えることができる。

ISOは、すでに実施されているILO基準を覆し、労働者のせいにするシステムにISOの認証を与

えることになるかもしれない、その設計及び実施における影響を受ける関係者の批判的役割を無視した基準は機能しないであろうということを、痛いほど気づかなければならない。

これは一枚の紙切れに関する

ことではなく、労働者に関することなのである。ISOはそのことを思い出すことになるだろう。



※<http://www.ituc-csi.org/iso-is-failing-the-standard-test?lang=en>

## せき損労災問題で研修会開催

### 福岡●九州脊損連合会と共催

9月2日、春日市の福岡県総合福祉センターで脊髄損傷者の研修会が開かれた。

脊髄損傷者による当事者団体「全国脊髄損傷者連合会（以下、脊損者連合会）」とは過去、労災問題を通して関わりがあったが、最近では直接接触もなかったところ、関西労働者安全センターでは昨年度、脊損者連合会を通して木村互さんの労災遺族請求（2013年8月号参照）の相談が寄せられたことから、関わる機会に恵まれた。

とくに福岡県脊髄損傷者連合会の織田晋平さんが、脊損者の労災問題に詳しいということで、いろいろ教えていただいた。その過程で脊髄損傷者の死亡について、木村さんのケースのように労災遺族請求が不支給となることが少なからずあるということを知り、センターとしても取り組みを強化する必要性を感じた。

そんな中、全国労働安全衛生センター連絡会議が脊損者連

合会の理事を引き受けることになったこともあり、脊椎損傷者問題に理解を深めるため、全国安全センターと九州脊髄損傷者連合会の共催で今回の研修会を開催することとなった。

労災請求案件の経験を多く持つ織田晋平さんに講師をお願いし、織田さんの地元の福岡で開催した。全国安全センター関係で各地から約10人、脊損者連合会の福岡、大分、熊本、佐賀からも10人、計20人ほどの参加者があった。（次頁写真）

やはり、大きな問題のひとつは労災の脊損患者が亡くなったとき、病名によって遺族年金が不支給となるケースが多くあるということだった。脊髄損傷については厚生労働省は1993年10月28日に「せき髄損傷に併発した疾病の取り扱いについて」（基発616号）という通達を出しており、脊髄損傷と因果関係が認められるものとして25の併発疾病を定めている。その中に含まれている

肺炎や明らかに敗血症が疑われるケースでも、不支給とされた事例があった。

脊髄損傷の場合、労災で療養しても最近では医学の進歩もあり一定の治療後、治癒とされ障害年金に移行する方が多い。するとその後に症状の悪化でおこった褥瘡や尿路感染症などの併発疾病を、労災に請求していないことが多い。一度症状固定としたものを、再度労災保険の療養補償や休業補償を請求しなければならず、多くの方が手続きを怠ってしまう。

すると死亡するまでにおこった多くの併発疾病が労災で処理されずにきたため、病状の経緯が死亡と関係があっても労災でまったく把握されないこととなり、その上、死亡時につけられた病名が併発疾病のリストになれば、併発疾病との関連で起こった死であっても、見過ごされることになってしまう。

織田さんは、脊損の場合、障害年金ではなく、傷病補償年金に移行することが望ましいと言う。また患者や家族には、常に傷病の記録をつけておくよう呼びかけている。

また織田さんは、脊損者連合会の中で労災問題への取り組みの強化や、脊損者のメンタルケアの問題などの課題を挙げていた。研修会に参加したほかの支部の方からも事例報告をしてもらい、有意義な会だった。今後も連携して、取り組み強化を図



（関西労働者安全センター）



## タール様物質石綿双方に曝露 兵庫●複合曝露で肺がんリスク2倍と判断

コークス炉の周辺において、1年6か月間だけ機械の保守・点検等の作業に従事した労働者が発症した肺がんについて、尼崎労働基準監督署は業務上との決定を行った。作業において「タール様物質」と「粉じん」と「石綿」の曝露が認められ、それぞれへの「曝露が相まって肺がん発症リスク2倍に達していたものと考え」との判断がなされた。

A化学は、大手製鋼会社の下請けで、製鉄用コークスとガスの製造と配給を行っていた。高校を卒業したBさんは、1986年4月からA化学で働きはじめ、設備部保全課に配属され、工場内の電気設備の保全・修理、機械の点検等を行う作業に従事するこ

ととなった。

Bさんが主に従事した業務は、コークス製造時に発生するガス・タール・軽油などを送る配管を保温するための石綿テープを巻き替える作業であった。また毎日、コークス炉のまわりの機器を点検し、設備の保全作業を行うために、作業場所はコークス炉の上部や炉周りであった。

「1日の作業が終わると、マスクや作業着で保護されていない体の部分は真っ黒となり、鼻の中まで真っ黒になっていた」という作業環境であった。しかも、コークス炉上部での作業は特に高温であるため、健康に不安を覚え、1987年9月にA社を退職された。

その後、部品の検査業務の

仕事や食品製造会社等に勤務し働いていたのであるが、2011年の春先から微熱と咳が出現し、病院を受診したところ肺がんと診断された。発症時は44歳であった。

そして主治医から「石綿による肺がんの可能性が高い」と言われ、労災申請を勧められた。実は、開胸生検の際に主治医が、肺内から数か所で胸膜ブランクを認めていたのだった。

Bさんが労災申請したところ、「粉じん」「石綿」「タール様物質」それぞれからの曝露が認められるため、監督署は各認定基準に沿って調査を行った。

BさんがA社で従事した「炭素製品を製造する場所における作業」は、粉じん作業と認められる。じん肺作業に従事した労働者が発症した肺がんは、合併症として取り扱われる。ただし、じん肺管理区分が管理2以上の所見が認められることが必要である。

監督署が調査したところ、地方労災医員から「明らかな粒状影・網状影を認めず、じん肺所見はない」との意見があり、石綿確定診断委員会からも「第1型以上の石綿肺の所見を認めない」との意見があり、粉じんを飛散する場所における業務による疾病とは認められないと判断された。

次に、「石綿にさらされる業務による肺がん」としての調査が行われた。その場合、①石綿肺の所見、②胸膜ブランクが認められる、③石綿小体又は石綿繊維が認められる、④びまん性胸膜肥厚を発症している者に併発した

もの、のいずれかの医学的所見が必要である。

石綿肺に関しては、地方労災医員と石綿確定診断委員会の意見から、「石綿肺（じん肺）の所見がない」と判断された。胸膜プラークに関しては、主治医が「開胸生検の際に認めた」と意見したものの、石綿確定診断委員会は「胸部エックス線、胸部CT画像からは胸膜プラークは認められない」と意見がわかれた。

そして、「タール様物質による疾病の認定基準について」の検討が行われた。「コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん」については、①肺がんが原発性のものであること、②コークス炉上若しくはコークス炉側又はガス発生炉上において行う業務に5年以上従事した労働者に発症したものであること、が認定要件である。また、業務の従事歴が5年未満の労働者については、本省にりん伺（協議）となっている。

Bさんの場合、1年6か月間従事したコークス製造に係る業務は、コークス炉上部及びコークス炉側で配管施設の保温のために石綿テープを巻く作業であり、認定基準上の作業の要件を満たしている。ただし、同作業従事歴が1年6か月であり、認定要件の5年に達していない。そのため、本省りん伺の扱いとなったのであった。

調査結果復命書によると、本省りん伺（協議）の結果は、以下のように書かれている。

「被災労働者は、石綿含有保

温材を取り扱う作業に従事し、開胸生検時胸腔内に胸膜プラークが認められており、石綿への相応の曝露があったものと考ええる。他方、被災労働者はコークス炉上及び炉側の作業時にタール様物質にも曝露していたことが認められる。このため、被災労働者は、石綿への曝露とタール様物質への曝露が相まって肺がん発症リスクが2倍に達していたものと考えるのが妥当である。「したがって業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい」。「なお、本件は石綿への曝露とタール様物質への曝露が相まって肺がんを発症したものであるが、曝露の状況等からタール様物質が主たる要因となっていると考えら

れる。そのため、タール様物質への曝露によって発症した肺がんとして事務処理を行うこと」。

監督署の調査結果からも、慎重に調査が行われたことがうかがわれる。

わずか1年6か月の作業で肺がんを発症する作業環境は、異常である。だがA社は、監督署が業務上との決定を行った後でも、「安全教育を行い、防じんマスクの着用を義務付けていた」。「石綿テープの巻く作業は年に数回であり、石綿にもタールにも曝露した可能性は低い」と豪語する。被害の実態から目を背ける会社に、安全を語る資格



（ひょうご労働安全衛生センター）

## CRPS労災裁判で和解成立

### 神奈川●労働環境の整備も約束させる

8月21日、横浜地裁民事第7部（阿部正幸裁判長）で老健施設K苑労災事件の和解が成立した。

2007年12月に介護現場で負傷し、CRPS（複合性局所疼痛症候群）となってしまったYさん。女のユニオン・かながわに相談に来たのは2008年4月。団体交渉も不調に終わり損害賠償を求めて裁判を起こしたのは2010年12月。事故以来、Yさんの手の痛みは引かず、負傷した右手は使えず、腕の萎縮は進んだ。裁判

の過程では、K苑からのビデオ盗撮という卑劣な行為もあった。Yさんや家族が受けた心の傷は大きく、主治医からの痛くても意識的に手を動かして使うことの指示が、被告側の立証材料として利用されてしまい、誰かから盗み見されているのではという気持ちの悪さは長くぬぐえない。そんな状況を気丈に乗り切ってきたYさんだった。

和解に至る裁判経過では、被告側が十分な安全配慮義務を全うしていなかったことは明らか

だったが、被告の非を争う上で重要な車椅子の特定ができなかったことや、人員問題では、不十分とはいえ法律上の不法行為とまでは特定できていない点などが原告側の不利な点だった。

2014年1月から始まった和解交渉は、結審を挟みながら紆余曲折あったが、次の内容(概略)で決着した。①被告は原告に解決金を支払う、②被告が立て替えた社会保険料は原告負担とする、③被告は①と②を相殺した金額を9月末日に原告に支払う、④被告は原告の負傷について遺憾の意を表し、今後、労働環境の整備について十分に意を用いるものとする、等である。

解決金額は請求金額(約4,500万円)の3分の1にも満たないが、CRPSという神経症状の発症責任を使用者側に問うた事件の中では、必ずしも少ない額とは言えない。また、被告の労働環境整備への約束を取り付けたことは、今後のK苑労働者に役立つてもらいたい。

損賠裁判と並行して、国を相手取り起こした後遺障害等級の見直しを求める行政訴訟の判決が8月26日にあり、不当にも敗訴であった。原告が提出した、麻酔科医の診断書には「痛みだけでは判断できない」、整形外科医の意見書には2日間だけの受診でどのような判断で認定しているのか不明、患者の痛みの申告をもとに判断しているので正確性の担保がないといずれも退ける。最初に結論ありきのような不当判決であり、CRPSという疾病につ

いてもっと国に認識してもらいたい、そしてそれを労災認定に反映してもらいたいとの思いで控訴することとした。

× × ×

支援の皆さんに心から感謝いたします。

様々な困難を乗り越え、生来の明るさを少しずつ取り戻しているYさん。

大好きな介護現場の仕事への復職は難しいし、痛みとはずとつきあっていかねばならない

が、Yさんのことだから力強く次のステップに踏み出していくことだろう。ここに至るまで、奮闘していただいた岡田・太田両弁護士や、いつも労災についての確かなアドバイスをしていただいた労職センターの川本氏、そして裁判傍聴で支援していただいた皆さんに心から感謝します。

本当にありがとうございました。

女のユニオン・  
かながわより

(かながわ労災職業病から転載)

## 学生時のアルバイトで中皮腫

### 富山●吉野石膏等相手に損害賠償裁判

2012年11月、石綿労災の事業場公開に合わせてアスベストセンターが電話相談を実施した。富山県の野村さんは、「夫が中皮腫で療養中。労災認定されたが、学生時代のアルバイトが原因なので補償が低い。雇用主は小さな会社なので、製造メーカーを訴えることはできないか」と相談を寄せた。紹介を受けたアスベストユニオンは、さっそく野村さんに連絡を取り、詳しい事情を聴くことにした。

実は、建設労働者が国と石綿製造メーカーを訴える裁判を闘っている。裁判所は不当にもメーカーの責任を認めようとしないのであるが、その大きな理由のひとつは、どこのメーカーのどのような石綿建材を使ったのが立

証できていないというもの。

ところが、野村さんの夫である光弘さんは、学生時代の約3年間のアルバイトで、吉野石膏の画期的な工法である「ジーエル工法」の「ジーエル」をそのまま社名にしている会社で、吉野石膏の製品のみを扱っていた可能性がきわめて高いことがわかっている。

残念ながら2013年1月に光弘さんは逝去された(享年47歳)。妻である美雪さんがアスベストユニオンに加入し、ユニオンは3月に、雇用主だった「ジーエル本江」に団体交渉要求書を送った。何の返事もないので催促の電話をしたところ、「昔のことなのでわからない」、「監督署は会社に責任がないと言った」などと言

う。文書回答するよう求めたところ、ようやく社長が自筆でメモのような回答をした。そこにも、「吉野石膏製品を購入の上施工」と明記されていた。一方で「自社にも元請各社にもアスベスト発病者はなし」などと書かれてあり、あらためて団体交渉を求めたものの、なしのつぶて、団交拒否の姿勢であった。やむなくユニオンは弁護士にも相談をして、裁判提訴の準備を始めた。

野村さんとお話するなかで、北陸地方では、アスベストという病気や治療等についての情報が非常に限られていることがわかった。「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」が、2014年1月に、富山で石綿相談会を開催することになり、アスベストユニオンも協力。野村さんも現地で病院を回ってチラシを配布するなど、積極的に活動に参加。同年4月には、家族の会の北陸支部が結

成の運びとなり、世話人になられている。

2014年8月8日、野村さんは、吉野石膏とジーエル本江を相手取り、約1億1,600万円の損害賠償を求める訴訟を、東京地方裁判所に起こした。当日は上京して、弁護士さんと一緒に記者会見に臨んだ。

裁判で吉野石膏は、石膏ボードのアスベストはわずかであり、現場で他の製品にばく露した方が多いはずだなどと主張することが予想される。少なからうが多からうが、それ相応の責任があることは間違いない。若くして、妻や高校生と小学生の息子さんたちを残して亡くなられた光弘さんの無念を考えれば、不誠実な対応は到底許されるものではない。

アスベストユニオンは全力で支援してゆく。



(アスベストユニオン)

の丘に撒いたが、何度も行ったりはしない。「行って見たいが、訪ねて行けば何時までも涙が出て…」。

父親のそのような気持ちがかかったのだろうか。勤労福祉公団は9月10日、ファン・ユミさんと故イ・スギョンさんの産業災害(労災)を認めた8月21日のソウル高裁の判決に対して、上告しないことを決めたと明らかにした。あらかじめその知らせを聞いて喜び、眠りについたママの夢の中にユミさんが訪ねてきた。高校3年生だった2003年10月にサムスン電子の器興(キフン)工場に入社し、半導体の原版を高温で加熱したり、表面をガスや化学溶液で削る仕事をして、2年目に白血病を発病し、その2年後に亡くなった娘・ユミだった。

父親は強い。ユミさんが白血病の診断を受けて9年、天国に旅だって7年。遂に、口惜しい思いで亡くなった娘の労災の事実が認められた。ファン・サンギさんは『ハンギョレ新聞』の電話取材に、「ユミが苦しい闘病をする時に髪を剃った姿が思い出されて、目頭が赤くなったりもしました。良かったし、色々な感情が甦ったり…」と話した。喜びと無念さが入り乱れた彼の声から、父親の複雑な思いが伝わってきた。

ファンさんが娘との約束を守ろうと闘い抜いた7年を、一言で要約すれば『傷』だ。「労災申請をしよう」と亜洲(アジュ)大病院の医師に話したところ、『会社と関連付けることは考えるな』という返事が来て、ユミがサムスン電子

## サムスン「半導体労災」確定

### 韓国●勤労福祉公団が上告放棄

「サムスンに抗した7年の闘い…ユミとの約束守った」/父の名で…『半導体労災』を引き出したファン・サンギさん

「『発病の原因を見付ける』と言ったユミとの約束を守りました」。ファン・サンギさん(59歳)は今年の秋夕(旧盆)に、娘のユ

ミさんと会いに行く代わりに、タクシーのハンドルを握った。

ファンさんは、サムスン電子の半導体工場で働いて白血病に罹り、2007年3月6日に亡くなった娘・ユミさん(当時23歳)さんの遺骨を、雪岳(ソラク)山の蔚山(ウルサン)岩と海が見える江原(カンウォン)道の東草(ソクチョ)市

に辞表を書くとき、『これまでにかかった病院の費用5,000万ウォンを出す』と言ったのに、1か月後にサムスの職員が病院に500万ウォンを持ってきて、『これで解決しよう』と言ったことなど、いろいろ思い出しますね」。

父親はへこまない。マスコミと市民団体を尋ね歩いて、サムスの責任を問い質した。2007年11月にイ・ジョンラン労務士などと一緒に『半導体労働者の健康と人権守りパノリム』を結成し、東草とソウルを行き来しながら、長い闘いを始めた。その間にパノリムに情報を提供してきた半導体・電子産業の職業病被害者は289人に達する。

しかし、労災認定の壁は依然として高い。労災申請をした43人のうち、認められたのは5人とどまる。サムス半導体の労働者のうちで、白血病との業務関連性を認められた被害者は、ファン・ユミさんとイ・スギョンさんの二人だけだ。

ファンさんは「一審判決のときは、夢なのか現実なのか戸惑ったのですが、二審判決まで受けるとすべてのことが明らかになりました。サムスが化学薬品の管理をキチンとせず、働いた人たちが病気になって死んだということが認められたのではないですか。サムスから正当な補償と、再発防止対策を聞き出さなければならぬという思いがより一層強くなりました」と話した。

父親の行く道は未だ遠い。数多くの『ユミ』のためにするサムスとの交渉は足踏み状態だ。最

近、労災を申請したすべての補償を要求するパノリム側とは違って、まず本人の補償から議論するように願う被害者6家族が、分離した。

みんな長い闘病と看護に疲れた人たちだ。ファンさんは「サムスがお金をいくら出して終わらせようとするのでないなら、大企業らしく正々堂々と再発防止の約束をハッキリとし、補償も交渉によって終えなければなりません」と力説した。

2014年9月10日

ハンギョレ新聞

### サムス白血病被害者、ファン・ユミさん、イ・スギョンさんの労災確定/勤労福祉公団は上告放棄

サムス電子器興（キフン）工場の半導体生産ラインで働いて、白血病で亡くなった故ファン・ユミ、故イ・スギョンさんに対する産業災害が最終的に確定した。

9月11日、勤労福祉公団と半導体労働者の健康と人権守りパノリムによれば、公団は故ファン・ユミ、故イ・スギョンさんの産業災害を認めた控訴審判決について、上告を放棄した。これで2007年7月にはじまった故ファン・ユミさんの父親・ファン・サンギさんと公団との労災認定をめぐる争いが終わった。

8月21日、ソウル高等法院行政9部は、ファンさんとイさんの遺族が公団を相手に出した遺族給与と葬祭料の不支給処分取り消し訴訟で、一審と同じく原告勝訴の判決を行った。公団が上告を

しようとするれば、上告の不変期間である11日までに大法院に上告状を提出すべきだが、公団は結局上告状を提出しなかった。

故ファン・ユミ、故イ・スギョンさんの事件は、公団の京仁（キョンイン）地域本部が担当したが、上告放棄は公団本部が決めたと分かった。公団京仁地域本部の関係者は、「本部が上告をあきらめると判断し、検察も上告放棄の指揮がされた」とし、「最終的に上告状を提出しないことにした」と話した。

公団の決定で労災の判決が確定したことによって、故ファン・ユミさんと同じ仕事をして亡くなった故キム・ギョンミさんの控訴審判決にも影響を与えるものと思われる。サムス半導体で働いて白血病や悪性リンパ種など、重症リンパ性疾患に罹った70人余りの被害者に対する労災認定の可否にも、青信号が点いた。

パノリムとサムスが行っている交渉も新しい局面に入ると思われる。この間の交渉で、サムスは再発防止対策については消極的な考え方を示した。パノリムの活動家、イ・ジョンラン労務士は「この間サムスは、自分の事業場の安全保健管理には問題はなかったという立場だったが、今回の判決で管理に問題があったということが認められた」とし、「職業病被害者の発生に対する謝罪と、再発防止対策に対するサムスの前向きな姿勢を期待する」と話した。

2014年9月12日   
毎日労働ニュース

# 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://joshrc.info/> <http://www.joshrc.org/open/> <http://ameblo.jp/joshrc/>

- 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター  
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4階  
E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp  
TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880
- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター  
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
E-mail center@toshc.org  
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター  
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5  
TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 東京 ● 三多摩労災職業病研究会  
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内  
TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター  
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505  
E-mail k-oshc@jca.apc.org  
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター  
〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F  
E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp  
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540
- 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター  
〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階  
E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp  
TEL (0263) 39-0021 / FAX (0263) 33-6000
- 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟  
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16  
E-mail KFR00474@nifty.com  
TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会  
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1  
E-mail roushokuken@be.to  
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
- 三重 ● みえ労災職業病センター  
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル  
E-mail QYY02435@nifty.ne.jp  
TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議  
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F  
E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp  
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター  
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201  
E-mail koshc2000@yahoo.co.jp  
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278
- 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター  
〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6  
E-mail a4p8by@bma.biglobe.ne.jp  
TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会  
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付  
TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター  
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階  
E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp  
TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124
- 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター  
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内  
E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp  
TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター  
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号  
E-mail hirosshima-raec@leaf.ocn.ne.jp  
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター  
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内  
TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター  
〒682-0881 倉吉市宮川町188-9 シビックセンターたからや2階  
/ FAX (0858) 23-0155  
E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター  
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内  
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113  
E-mail npo\_eoshc@yahoo.co.jp
- 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター  
〒793-0051 西条市安知生138-5  
TEL (0897) 47-0307 / FAX (0897) 47-0307
- 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター  
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28  
TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター  
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック  
TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177  
E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
- 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会  
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階)  
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317  
E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会  
〒902-0061 那覇市古島1-14-6  
TEL (098) 882-3990 / FAX (098) 882-3990  
E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
- 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター  
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階  
TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701
- 自治体 ● 自治労安全衛生対策室  
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432

